

平成 19 年度実施 大学機関別認証評価 評 価 報 告 書

浜松医科大学

平成 20 年 3 月

独立行政法人大学評価・学位授与機構

目 次

独立行政法人大学評価・学位授与機構が実施した大学機関別認証評価について	1
I 認証評価結果	5
II 基準ごとの評価	6
基準1 大学の目的	6
基準2 教育研究組織（実施体制）	8
基準3 教員及び教育支援者	11
基準4 学生の受入	15
基準5 教育内容及び方法	18
基準6 教育の成果	27
基準7 学生支援等	30
基準8 施設・設備	34
基準9 教育の質の向上及び改善のためのシステム	36
基準10 財務	40
基準11 管理運営	42
<参 考>	47
i 現況及び特徴（対象大学から提出された自己評価書から転載）	49
ii 目的（対象大学から提出された自己評価書から転載）	50
iii 自己評価の概要（対象大学から提出された自己評価書から転載）	52

独立行政法人大学評価・学位授与機構が実施した大学機関別認証評価について

1 評価の目的

独立行政法人大学評価・学位授与機構（以下「機構」という。）は、国・公・私立大学からの求めに応じて、大学（短期大学を除く。）の教育研究活動等の総合的な状況に関する評価（以下「大学機関別認証評価」という。）を、平成17年度から実施しました。この認証評価は、我が国の大学の教育研究水準の維持及び向上を図るとともに、その個性的で多様な発展に資するよう、以下のことを目的として行いました。

- （1）大学機関別認証評価に関して、機構が定める大学評価基準（以下「大学評価基準」という。）に基づいて、大学を定期的に評価することにより、大学の教育研究活動等の質を保証すること。
- （2）評価結果を各大学にフィードバックすることにより、各大学の教育研究活動等の改善に役立てること。
- （3）大学の教育研究活動等の状況を明らかにし、それを社会に示すことにより、公共的な機関として大学が設置・運営されていることについて、広く国民の理解と支持が得られるよう支援・促進していくこと。

2 評価のスケジュール

機構は、文部科学大臣から認証評価機関として認証されたことを受け、国・公・私立大学の関係者に対し、大学機関別認証評価の仕組み・方法についての説明会、自己評価書の作成方法などについて研修会を開催した上で、大学からの申請を受け付け、自己評価書の提出を受けた後、評価を開始しました。自己評価書提出後の評価は、次のとおり実施しました。

19年7月	書面調査の実施 財務専門部会（注1）の開催（書面調査の基本的な進め方の確認等）
8月～9月	評価部会（注2）、財務専門部会の開催（書面調査による分析結果の整理、訪問調査での確認事項の決定及び訪問調査での役割分担の決定） 運営小委員会（注3）の開催（各評価部会間の横断的な事項の調整）
10月～12月	訪問調査の実施（書面調査では確認できなかった事項等を中心に対象大学の状況を調査）
12月～20年1月	運営小委員会、評価部会、財務専門部会の開催（評価結果（原案）の作成） 評価委員会（注4）の開催（評価結果（案）として取りまとめ〔評価結果（案）として対象大学に通知〕）
3月	評価委員会の開催（評価結果の確定）

（注1）財務専門部会・・・大学機関別認証評価委員会財務専門部会

（注2）評価部会・・・・・・大学機関別認証評価委員会評価部会

（注3）運営小委員会・・・大学機関別認証評価委員会運営小委員会

（注4）評価委員会・・・・大学機関別認証評価委員会

3 大学機関別認証評価委員会委員及び専門委員（平成20年3月現在）

（1）大学機関別認証評価委員会

赤 岩 英 夫	国立大学協会専務理事
鮎 川 恭 三	前愛媛大学長
池 端 雪 浦	前東京外国語大学長
内 永 ゆか子	日本アイ・ビー・エム株式会社技術顧問
岡 本 靖 正	前東京学芸大学長
荻 上 紘 一	大学評価・学位授与機構教授
梶 谷 誠	信州大学監事
北 原 保 雄	日本学生支援機構理事長
木 村 靖 二	大学評価・学位授与機構評価研究部長
○小 出 忠 孝	愛知学院大学長
河 野 伊一郎	国立高等専門学校機構理事長
児 玉 隆 夫	学校法人帝塚山学院学院長
後 藤 祥 子	日本女子大学長
小 間 篤	科学技術振興機構研究主監
齋 藤 八重子	前東京都立九段高等学校長
曾 我 直 弘	滋賀県立大学長
舘 昭	桜美林大学教授
檜 崎 憲 二	読売新聞西部本社編集局長
ハンス ユーゲン・マルクス	南山大学長
平 野 眞 一	名古屋大学総長
福 田 康一郎	医療系大学間共用試験実施評価機構副理事長
前 原 澄 子	京都橘大学看護学部長
森 正 夫	公立大学協会相談役
森 本 尚 武	前信州大学長
山 内 一 郎	学校法人関西学院理事長
山 内 芳 文	大学評価・学位授与機構教授
◎吉 川 弘 之	産業技術総合研究所理事長

※ ◎は委員長、○は副委員長

(2) 大学機関別認証評価委員会運営小委員会

赤 岩 英 夫	国立大学協会専務理事、前群馬大学長
鮎 川 恭 三	前愛媛大学長
岡 本 靖 正	前東京学芸大学長
◎荻 上 紘 一	大学評価・学位授与機構教授
梶 谷 誠	信州大学監事、前電気通信大学長
児 玉 隆 夫	学校法人帝塚山学院学院長、前大阪市立大学長
後 藤 祥 子	学校法人日本女子大学理事長、日本女子大学長
小 間 篤	科学技術振興機構研究主監、東京大学名誉教授
福 田 康一郎	医療系大学間共用試験実施評価機構副理事長、千葉大学名誉教授
森 正 夫	公立大学協会相談役、前愛知県立大学長
森 本 尚 武	前信州大学長
山 内 芳 文	大学評価・学位授与機構教授

※ ◎は主査

(3) 大学機関別認証評価委員会評価部会

(第9部会)

荻 上 紘 一	大学評価・学位授与機構教授
金 川 克 子	石川県立看護大学大学院看護学研究科長
○吉 川 隆 一	滋賀医科大学長
草 間 朋 子	大分県立看護科学大学長
名 川 弘 一	東京大学教授
◎福 田 康一郎	医療系大学間共用試験実施評価機構副理事長、千葉大学名誉教授
藤 田 禎 三	福島県立医科大学理事・副学長
山 内 芳 文	大学評価・学位授与機構教授

※ ◎は部会長、○は副部会長

(4) 大学機関別認証評価委員会財務専門部会

赤 岩 英 夫	国立大学協会専務理事、前群馬大学長
○清 水 秀 雄	公認会計士、税理士
山 内 一 郎	学校法人関西学院理事長
◎和 田 義 博	公認会計士、税理士

※ ◎は部会長、○は副部会長

4 本評価報告書の内容

(1)「Ⅰ 認証評価結果」

「Ⅰ 認証評価結果」では、「Ⅱ 基準ごとの評価」において基準 1 から基準 11 のすべての基準を満たしている場合に当該大学全体として機構の定める大学評価基準を満たしていると判断し、その旨を記述しています。また、対象大学の目的に照らして、「主な優れた点」、「主な改善を要する点」を抽出し、上記結果と併せて記述しています。

(2)「Ⅱ 基準ごとの評価」

「Ⅱ 基準ごとの評価」では、基準 1 から基準 11 において、当該基準を満たしているかどうかの「評価結果」及び、その「評価結果の根拠・理由」を記述しています。加えて、取組が優れていると判断される場合や、改善の必要が認められる場合には、それらを「優れた点」及び「改善を要する点」として、それぞれの基準ごとに記述しています。

(3)「参考」

「参考」では、対象大学から提出された自己評価書に記載されている「i 現況及び特徴」、「ii 目的」、「iii 自己評価の概要」を転載しています。

5 本評価報告書の公表

本報告書は、対象大学及びその設置者に提供するとともに、文部科学大臣に報告します。また、対象大学すべての評価結果を取りまとめ、「平成 19 年度大学機関別認証評価実施結果報告」として、印刷物の刊行及びウェブサイト (<http://www.niad.ac.jp/>) への掲載等により、広く社会に公表します。

I 認証評価結果

浜松医科大学は、大学評価・学位授与機構が定める大学評価基準を満たしている。

主な優れた点として、次のことが挙げられる。

- 「臓器横断的がん診療を担う人材養成」（名古屋大学、名城大学と共同申請）が平成 19 年度文部科学省がんプロフェッショナル養成プランに採択され、博士の学位とともに専門医・専門薬剤師の資格を取得することを目的として、平成 20 年度からがん専門医等養成コースを開設し、臨床腫瘍医、放射線腫瘍医、がん専門薬剤師を養成することとしている。
- 大学院教育（博士課程）に関し、光量子医学研究センター等による支援体制が優れており、「メディカルフォトンクス」が平成 15 年度に 21 世紀 COE プログラムに採択され、光技術に関して世界最先端の地元の産業と連携して光を応用した新しい医学研究を進める拠点を形成している。
- 子どものこころの発達研究センターと分子イメージング先端研究センターが設置され、特色ある活動を展開している。
- 開学以来の教養教育重視の方針に基づいて総合人間科学講座を維持し、専門教員の参加など、全学的な取組により教養教育の充実を図っている。
- 教員の業績評価を定期的に行う仕組みとともに任期制も導入し、その適用率は 94% に達している。
- 医学科 3 年次における研究体験学習（基礎配属）が有効に機能している。
- 大学院博士課程では、コースワークを充実し、研究者養成コースと研究能力を備えた臨床医養成コースを体系的に編成して大学院教育の実質化を推進している。
- 修士課程と博士課程に長期履修制度を導入し、社会人が履修しやすくなっている。
- 入学から卒業まで及び大学院教育において一貫した倫理教育を行っている。
- 30 室のチュートリアル教室を授業での使用時間を除き学生の自主学習、グループ学習に開放している。
- 図書館を、学生も含めて常時利用できるようにしている。

主な改善を要する点として、次のことが挙げられる。

- 看護学の複数の分野において、教授、准教授が欠員となっている。
- 大学院博士課程の一部の専攻においては、入学定員超過率が高い、又は入学定員充足率が低い。
- 図書館において、古典的参考図書等は充実しているが、学生用の新しい参考図書の整備が十分でない。

Ⅱ 基準ごとの評価

基準 1 大学の目的

- 1-1 大学の目的（教育研究活動を行うに当たっての基本的な方針、達成しようとしている基本的な成果等）が明確に定められており、その内容が、学校教育法に規定された、大学一般に求められる目的に適合するものであること。
- 1-2 目的が、大学の構成員に周知されているとともに、社会に公表されていること。

【評価結果】

基準 1 を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

- 1-1-① 目的として、教育研究活動を行うに当たっての基本的な方針や、養成しようとする人材像を含めた、達成しようとする基本的な成果等が、明確に定められているか。

昭和 49 年 6 月の開学に際し、初代学長が掲げた建学の理念を踏まえて目的及び使命を定め、学則第 1 条に「医学・看護学の教育及び研究の機関として、最新の理論並びに応用を教授研究し、高度の知識・技術及び豊かな人間性と医の倫理を身に付けた優れた臨床医・看護専門職並びに医学研究者・看護学研究者を養成することを目的とし、医学及び看護学の進展に寄与し、地域医学・医療の中核的役割を果たし、もって人類の健康増進並びに福祉に貢献することを使命とする。」と明文化されている。国立大学法人に移行した平成 16 年度には、中期目標にも同様の文言が加えられている。また、学科ごとの教育目標、及び修士課程、博士課程ごとの教育目標については、それぞれの開設の際に定められており、大学の基本方針となり現在に至っている。

これらのことから、目的が明確に定められていると判断する。

- 1-1-② 目的が、学校教育法第 52 条に規定された、大学一般に求められる目的から外れるものでないか。

「最新の理論並びに応用を教授研究し、高度の知識・技術及び豊かな人間性と医の倫理を身に付けた優れた臨床医・看護専門職並びに医学研究者・看護学研究者を養成すること」を目的・使命として掲げている。

これらのことから、目的が学校教育法に規定された大学一般に求められる目的から外れるものでないと判断する。

- 1-1-③ 大学院を有する大学においては、大学院の目的が、学校教育法第 65 条に規定された、大学院一般に求められる目的から外れるものでないか。

大学院医学系研究科のうち、博士課程では「優れた研究能力を持つ創造性豊かな医学研究者」と「高度な研究能力を備え、その成果を臨床現場で活かせる臨床医学者」の養成を、修士課程では、「看護学に関する基礎能力を基盤に、特定の分野において高度の看護実践能力をもち、専門性と倫理観に基づくケア提供、研究を行うことができる高度専門職業人としての看護職の育成」をそれぞれ目的として掲げている。

これらのことから、大学院の目的が学校教育法に規定された大学院一般に求められる目的から外れるものでないと判断する。

1-2-① 目的が、大学の構成員（教職員及び学生）に周知されているか。

建学の理念、大学の目的及び使命、教育目標は、『浜松医科大学概要』、教育要項等の印刷物及び大学ウェブサイトに掲載されており、教職員及び学生に示している。

これらのことから、目的が大学の構成員に周知されていると判断する。

1-2-② 目的が、社会に広く公表されているか。

建学の理念、大学の目的及び使命、教育目標を、大学ウェブサイトに掲載し、公表している。また、『浜松医科大学概要』、大学案内、募集要項等の印刷物にも掲載されており、入試説明会等で積極的に配布されている。なお、平成18年度大学ウェブサイトのアクセス件数（トップページ）は507,565件である。

これらのことから、目的が社会に広く公表されていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準1を満たしている。」と判断する。

(注)

評価の観点等に用いている学校教育法の条項については、「学校教育法等の一部を改正する法律（平成19年法律第96号、施行日：平成19年12月26日）」施行に伴い、学校教育法第52条は第83条に、同法第65条は第99条になった。

しかしながら、本評価結果においては、大学の自己評価書の提出日が「学校教育法等の一部を改正する法律」の施行日以前であり、また自己評価書と評価結果の整合性を図るため、改正前の条項を用いている。

基準 2 教育研究組織（実施体制）

- 2-1 大学の教育研究に係る基本的な組織構成（学部及びその学科、研究科及びその専攻、その他の組織並びに教養教育の実施体制）が、大学の目的に照らして適切なものであること。
- 2-2 教育活動を展開する上で必要な運営体制が適切に整備され、機能していること。

【評価結果】

基準 2 を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

- 2-1-① 学部及びその学科の構成（学部、学科以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、学士課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

医学部だけの単科大学であり、医学科と看護学科の2学科を有している。医学科は、高度の知識・技術及び豊かな人間性を身につけた臨床医並びに医学研究者の養成を、看護学科は、生命の尊厳を尊重する倫理観・豊かな人間性と科学的知識に裏付けられた看護実践能力をもつ看護専門職の育成を、それぞれ目的として教育を行っている。

これらのことから、学部及びその学科の構成が目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

- 2-1-② 教養教育の体制が適切に整備され、機能しているか。

人文社会系3人、語学系3人、自然科学系8人の計14人の教員と教務員等9人の支援職員で構成される総合人間科学講座が教養教育の大部分の授業科目を担当しており、同講座で充足できない教養科目を他の講座、施設の教員及び非常勤講師が担当している。

教育方針を大局的見地から策定する機関として設立された教育企画室に教養教育部門を設け、教養教育のあり方、カリキュラム、教育方法等を検討する総合人間科学講座教員会議、医学、看護学の専門教育を含めた教育課程全般、学生の修学指導に関すること等を協議・実施する教務委員会と連携する体制で教養教育の内容等の検討を行っている。

これらのことから、教養教育の体制が適切に整備され、機能していると判断する。

- 2-1-③ 研究科及びその専攻の構成（研究科、専攻以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、大学院課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

大学院医学系研究科は博士課程（光先端医学専攻、高次機能医学専攻、病態医学専攻、予防・防御医学専攻）及び修士課程（看護学専攻）からなっている。

博士課程は、「優れた研究能力を持つ創造性豊かな医学研究者」と「高度な研究能力を備え、その成果を臨床現場で活かせる臨床医学者」の養成及びこれによる研究の活性化を目的としている。特に光先端医学専攻は、21世紀COEプログラムに選ばれた光医学研究と連携して教育及び研究を行っている。それぞれの専攻において、医学研究者養成コースと研究能力を備えた臨床医養成コースを選択することができる。

修士課程の看護学専攻は基礎看護学、成人・老人看護学、母子看護学、地域・精神看護学の4つの専門分野からなり、看護学の幅広い専門領域において、科学的思考力、基礎的な研究能力及び看護実践能力と倫理観を備えた高度専門職業人、教育者・研究者を育成することを目的としている。また、平成20年度から、専門看護師教育課程（クリティカルケア看護）を設置する予定である。

また、平成 19 年度に文部科学省がんプロフェッショナル養成プランに採択された「臓器横断的がん診療を担う人材養成」（名古屋大学、名城大学と共同申請）により、博士の学位とともに専門医・専門薬剤師の資格を取得することを目的として、平成 20 年度からがん専門医等養成コースを開設し、臨床腫瘍医、放射線腫瘍医、がん専門薬剤師を養成することとなる。

これらのことから、研究科及びその専攻の構成が、目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2-1-④ 別科、専攻科を設置している場合には、その構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

該当なし

2-1-⑤ 全学的なセンター等を設置している場合には、その構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

全学的なセンター等として、附属病院、附属図書館、保健管理センター、光量子医学研究センター、動物実験施設、実験実習機器センター、安全衛生管理センター、医療廃棄物処理センター、情報処理センター、子どものこころの発達研究センター、分子イメージング先端研究センターがある。

光量子医学研究センターは、細胞イメージング分野、ゲノムバイオフィotonics分野、光環境医学分野、光化学治療分野の4研究分野からなり、学内の主たる共同研究の場として有効に利用されている。加えて同センターは平成 14 年度から「浜松地域知的クラスター」計画の一翼を担い、地元を含む多数の企業との共同研究を展開して新型顕微鏡、ナビゲーションシステム等の開発を行い、地域や社会に貢献している。さらに、同センターは平成 15 年度に 21 世紀 COE プログラムに採択された、からだどころに潜むリスクを光イメージングにより探るための事業「メディカルフォトンics」の担い手であり、学内 15 の講座を束ねて、光技術に関して世界最先端の地元の産業と連携して光を応用した新しい医学研究を進める拠点作りの活動の先頭に立っている。RA の雇用を進め、研究教育の中心としての大学院学生の活動を支援している。

最近、光量子医学研究センターに加えて、子どものこころの発達研究センターと分子イメージング先端研究センターが相次いで設立され、活動を開始している。子どものこころの発達研究センターは、大阪大学・中京大学との連携融合事業として設立されたもので、子どもの心の危機を脳画像と遺伝子解析の連携という新たな観点から研究し、また子どもの心の危機が顕現化する前に兆候を察知し、心理的介入を行うための基礎研究として、大規模な調査を行うことになっている。分子イメージング先端研究センターは PET 等最新の機器を用いたイメージング技術により生体の中での細胞、細胞小器官、さらには蛋白質等分子の活動を描出することにより生命体の機能や病気の成り立ちを研究し、併せてこの分野の人材を養成することを目的としている。

また、「霊長類を中心とした疾患モデル動物を用いた分子イメージング研究に係る人材育成プログラム」事業が平成 18 年度文部科学省分子イメージング研究プログラムに採択され、博士課程における分子イメージングセミナー及び PET 学の授業科目のさらなる充実発展を図り、浜松ホトニクス株式会社 PET センター等と連携して講義、実習と研究指導を有意義に組み合わせ、世界レベルの教育研究を教授することにより、専門性を有する研究者の育成を目指している。分子イメージング研究に関わる人材育成の観点から、学部学生を研究補助者として参画させ、研究志向を育成することを目的とした「ジュニアリサーチアシスタント制度」を整備している。

これらのことから、全学的なセンター等の構成が目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2-2-① 教授会等が、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っているか。

教育活動に係る重要事項を審議するため、国立大学法人法に規定する教育研究評議会、学校教育法に規定する教授会を設置している。教育研究評議会では、教育に係る中期計画、年度計画のほか、学則等の教育研究に関わる重要な規則の制定・改廃、教員人事及び教育課程の編成、学生の入学、卒業、課程の修了等に係る教育活動の基本的な方針等について審議を行うこととし、平成18年度は11回開催している。

教授会では、学則等の教育研究に関わる重要な規則の制定・改廃のほか、個々の教員人事の選考等、学生の入学、卒業、修了、学位授与、懲戒等について審議を行うこととしている。

大学院に関する事項については、博士課程教授会、修士課程教授会において審議している。

これらのことから、教授会等が必要な活動を行っているとは判断する。

2-2-② 教育課程や教育方法等を検討する教務委員会等の組織が、適切な構成となっているか。また、必要な回数の会議を開催し、実質的な検討が行われているか。

教育に関する施策の立案・実施を担当する教育企画室は教育・国際交流担当理事を室長とし、7つの部門（検証・調査・評価部門、FD部門、教養教育部門、臨床前医学教育部門、臨床教育部門、看護教育検討部門、臨地実習検討部門）及び5つの関連委員会（学生委員会、教務委員会、国際交流委員会、入学試験委員会、入学者選抜方法研究委員会）からなっている。各部門、委員会の長で構成する教育企画室会議は毎月1回定例的に開催し、教育・学生関係の予算の立案・執行計画、教育の方針・評価・改善、入学試験、国際交流に関することや各部門、委員会の懸案事項等を審議している。教育課程の編成、学生の修学指導等実質的な教務に関すること及び外国人留学生、聴講生等に関することを担当する教務委員会も同じく毎月1回定例的に会議を開催している。

これらのことから、教育課程や教育方法等を検討する組織が適切な構成となっており、実質的な検討が行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準2を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 「臓器横断的がん診療を担う人材養成」（名古屋大学、名城大学と共同申請）が平成19年度文部科学省がんプロフェッショナル養成プランに採択され、博士の学位とともに専門医・専門薬剤師の資格を取得することを目的として、平成20年度からがん専門医等養成コースを開設し、臨床腫瘍医、放射線腫瘍医、がん専門薬剤師を養成することとしている。
- 大学院教育（博士課程）に関し、光量子医学研究センター等による支援体制が優れており、「メディカルフォトリクス」が平成15年度に21世紀COEプログラムに採択され、光技術に関して世界最先端の地元の産業と連携して光を応用した新しい医学研究を進める拠点を形成している。
- 子どものこころの発達研究センターと分子イメージング先端研究センターが設置され、特色ある活動を展開している。

基準3 教員及び教育支援者

- 3-1 教育課程を遂行するために必要な教員が適切に配置されていること。
- 3-2 教員の採用及び昇格等に当たって、適切な基準が定められ、それに従い適切な運用がなされていること。
- 3-3 教育の目的を達成するための基礎となる研究活動が行われていること。
- 3-4 教育課程を遂行するために必要な教育支援者の配置や教育補助者の活用が適切に行われていること。

【評価結果】

基準3を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

3-1-① 教員組織編制のための基本的方針を有しており、それに基づいた教員組織編制がなされているか。

医学科と看護学科からなる医科大学であり、学生に医学あるいは看護学の全領域の基礎的知識を習得させる必要上、カリキュラムにおいて多くの専門科目が必須になっている。

医学科では各講座の教授は原則1人であるが、医学科の専門教育を担当する多くの講座、特に臨床医学講座では、教授とは専門分野の異なる准教授、講師を配置することにより、教育と診療の両面で欠損領域を作らないよう配慮している。定年退職等で教授の空席が生じた場合、同じ分野の教授が引き続き必要か、あるいは他の分野の充実がより重要かを議論し、さらに必要に応じて既存の講座を大講座化すること等により、限られた数の教員で最新の医学を含めたできるだけ多くの分野をカバーするようにしている。医学科の臨床実習については、学外の実習協力病院（県西部浜松医療センター）における臨床実習に関する協定書を締結し、教育協力病院の指導医師に対しては臨床教授、臨床准教授、臨床講師の称号を付与している。

看護学科の教員は、基礎看護学講座、臨床看護学講座、地域看護学講座の3つの大講座のいずれかに所属し、基礎看護学講座の健康科学担当教員以外の看護学科教員は全員看護専門職とし、教授と准教授は博士の学位を持っていることという基本方針を守っている。健康科学担当の3人の教授の専門は薬理学、病理学、感染症学で、それぞれ「生理学」と「臨床薬理学」、「病理学」と「解剖学」、「微生物学」と「免疫学」等の授業を担当している（「生命科学」と「代謝・栄養学」の担当教員は生化学が専門の医学科総合人間科学講座の教員）。臨床看護学講座は、成人看護学、老人看護学、母性看護学、小児看護学、精神看護学を専門とする教員からなり、それぞれ専門領域の教育と研究を行っている。看護学科の臨地実習については、附属病院看護部との連絡会議を行い、附属病院の実習指導体制についての共通理解を得るとともに「看護技術スタンダードマニュアル」に基づいて実習指導を行うこととしている。また、責任ある臨地実習指導体制を構築するため、平成19年度から新たに附属病院看護部長以下8人に臨床教授、臨床講師の称号を付与することとしている。なお、臨地実習の充実のため、平成19年度から非常勤助手を雇用することとしている。

なお、学校教育法改正への対応（准教授、助教制の採用）は既に済ませている。

これらのことから、教員組織編制のための基本的方針を有しており、それに基づいた教員組織編制がなされていると判断する。

3-1-② 教育課程を遂行するために必要な教員が確保されているか。

医学部において教育を担当している教員は、医学科が415人（専任教員254人、非常勤講師161人）、看護学科が58人（専任教員29人、非常勤講師29人）である。

教養教育においては、開学以来の教養教育重視の方針に基づいて医学科に総合人間科学講座を置き、専門教員の参加など、全学的な取組により教養教育の充実を図っている。

看護学科では、教養教育の多くを医学科との合同授業とし、あるいは医学科総合人間科学講座の教員等に担当を依頼しており、29人の看護学科専任教員全員が健康科学あるいは看護専門科目担当という構成になっている。

看護学科において、精神看護学、老年看護学の教授、准教授が欠員となっている。（教授、准教授は博士の学位を必要条件としていることと、他大学への転出などのために、講師が主要科目を担当している。）

なお、限られた数の教員ではカバーできない領域の授業については非常勤講師を活用している。

また、医学科、看護学科の両方において、外部の実習施設で指導を担当する医師、看護職等に臨床教授等の称号付与を行うこと等で実習支援体制を整えている。

これらのことから、教育課程を遂行するために必要な教員がおおむね確保されていると判断する。

3-1-③ 学士課程において、必要な専任教員が確保されているか。

当該学士課程における専任教員数は、次のとおりとなっている。

- ・ 医学部医学科（附属病院等教員を含む）：254人（うち教授47人）
- ・ 医学部看護学科：29人（うち教授7人）

これらのことから、必要な専任教員が確保されていると判断する。

3-1-④ 大学院課程（専門職大学院課程を除く。）において、必要な研究指導教員及び研究指導補助教員が確保されているか。

当該大学院課程における研究指導教員及び研究指導補助教員は、次のとおりとなっている。

〔修士課程〕

- ・ 医学系研究科：研究指導教員10人（うち教授7人）、研究指導補助教員9人

〔博士課程〕

- ・ 医学系研究科：研究指導教員38人（うち教授38人）、研究指導補助教員136人

これらのことから、必要な研究指導教員及び研究指導補助教員が確保されていると判断する。

3-1-⑤ 専門職大学院課程において、必要な専任教員（実務の経験を有する教員を含む。）が確保されているか。

該当なし

3-1-⑥ 大学の目的に応じて、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置（例えば、年齢及び性別のバランスへの配慮、外国人教員の確保、任期制や公募制の導入等が考えられる。）が講じられているか。

教授、准教授の採用に当たっては、特殊な例を除き公募を原則としており、平成17、18年度の30件（准教授振替の講師を含む）中29件が公募による採用であった。講師、助教については、医師確保及び研究内容との関連を考慮に入れ、必ずしも公募を原則とはしていないものの、平成17年度は13%、平成18年度は22%が公募であった。

教員採用については、大学の目的及び使命を達成するため、教員選考基準及び教員選考基準に関する申合事項に基づき、教育研究上の能力を中心に評価しており、年齢、性別、国籍等のバランスを重視した選考は行っていない。なお、女性教員の比率は16.5%である。

また、94%の教員に任期制を適用するとともに、毎年研究活動一覧を発行し、学会賞受賞、研究助成金の採択状況を学報で公表する等教員の活動の活性化を図っている。

これらのことから、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置が講じられていると判断する。

3-2-① 教員の採用基準や昇格基準等が明確かつ適切に定められ、適切に運用がなされているか。特に、学士課程においては、教育上の指導能力の評価、また大学院課程においては、教育研究上の指導能力の評価が行われているか。

教授、准教授、病院講師を除く講師の採用については、教員選考基準及び教員選考基準に関する申合事項等に基づき、①教育研究評議会での選考方針の決定及び教員候補者選考委員会の設置、②当委員会による公募及び学歴、著書論文等の調査、③面接及び公開セミナー又は公開授業等を経て、教授会での意向確認、教育研究評議会における選考の順で行われている。また、病院講師の選考については、診療の必要から担当理事の推薦に基づき、教育研究評議会の議を経て学長が決定し、助教の選考については、当該分野の教授の推薦により学長が選考している。教育指導能力及び大学院課程の教育研究上の指導能力については、上記の公開セミナー又は公開授業で評価している。

これらのことから、教員の採用基準が明確かつ適切に定められ、適切に運用がなされていると判断する。

3-2-② 教員の教育活動に関する定期的な評価が行われているか。また、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされているか。

医学部の授業評価は、講義・演習用と実習用の2種類のアンケート（マークシート方式）を用いて行っており、各授業の最終試験日に学生にアンケートを配付して記入させている。学生の授業評価等に基づき授業実施に問題のある教員の授業を教育担当理事と評価・労務担当理事が視察し、当該教員と授業改善について意見を交わし、指導している。

医学科の臨床実習、看護学科の臨床実習については、統一した臨床（臨地）実習用授業評価アンケートの作成は困難であったが、いくつかの臨床講座・診療科と関連教育病院である県西部医療センターではそれぞれ独自の振り返りアンケートによる実習評価を行っている。

平成15年度後学期から医学科の臨床実習前専門教育に導入したPBL（Problem Based Learning）チュートリアル形式の授業では、症例ごとにチューターによる学生評価のみならず、学生によるチューターと症例の評価も行っている。また、医学科と看護学科の1年次生、2年次生を対象に、1年間学んできたカリキュラムやそこでの授業方法等についての全体としての意見や満足度を問うアンケート調査を年度末に行い、カリキュラム編成等の参考にしている。さらに高学年学生あるいは卒業生と彼らの指導者を対象とするアンケート調査を介して、教育全体としての達成度を把握しようとする試みも行っている。

これらのことから、教員の教育活動に関する定期的な評価が行われており、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされていると判断する。

3-3-① 教育の目的を達成するための基礎として、教育内容等と関連する研究活動が行われているか。

医学科においても看護学科においても、限られた人数の教員で有効に必要な領域の教育をカバーする体

制を採っている。この体制では教員は本来の専門領域あるいは関連領域に配属され、教育を担当しているので、教育担当領域での研究が主である。

これらのことから、教育内容等と関連する研究活動が行われていると判断する。

3-4-① 大学において編成された教育課程を展開するのに必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されているか。また、TA等の教育補助者の活用が図られているか。

教務関係の業務を担当する学務部は学務課、学術情報課、入試課からなり、学務課18人、学術情報課11人、入試課4人と学務部長の計34人の構成である。学務部以外に、医学科総合人間科学講座に2人、医学科基礎講座（総合人間科学講座を除く専門教育）11講座中4講座に各1人、医学科臨床講座21講座中12講座に各1人、看護学科に1人、光量子医学研究センター等大学附属施設に3人、計22人の事務補佐員が配属され教育支援を行っている。

技術職員の組織である技術部においても、教育支援は主要業務の1つであり、現在11人の技術専門職員、技術職員が技術部から解剖学講座やその他の講座に派遣され、正常・病理・司法解剖補助、講義・実習補助等において重要な役割を担っている。このような技術部からの技術職員に加えて、計5人の技術補佐員が医学科基礎講座に所属している。

TAとしては、平成18年度には大学院博士課程1～2年次生19人と修士課程学生5人の計24人を採用し、博士課程学生19人のうち外国人留学生を除く17人は主として医学科PBLチュートリアル教育においてチューターを務めている。修士課程学生のTAにはTA受入教員の学部学生に対する講義・演習の準備、補助や卒業研究の指導等を依頼している。

これらのことから、必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されており、TA等の教育補助者の活用が図られていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準3を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 開学以来の教養教育重視の方針に基づいて総合人間科学講座を維持し、専門教員の参加など、全学的な取組により教養教育の充実を図っている。
- 教員の業績評価を定期的に行う仕組みとともに任期制も導入し、その適用率は94%に達している。

【改善を要する点】

- 看護学の複数の分野において、教授、准教授が欠員となっている。

基準 4 学生の受入

- 4-1 教育の目的に沿って、求める学生像や入学者選抜の基本方針が記載された入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められ、公表、周知されていること。
- 4-2 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切な学生の受入が実施され、機能していること。
- 4-3 実入学者数が、入学定員と比較して適正な数となっていること。

【評価結果】

基準 4 を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

- 4-1-① 教育の目的に沿って、求める学生像や入学者選抜の基本方針等が記載された入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められ、公表、周知されているか。

建学の理念、目的・使命及び教育目標等に沿って平成 12 年度に入学試験委員会、教授会の議を経て医学科、看護学科、看護学科第 3 年次編入学及び医学科第 2 年次後学期編入学のアドミッション・ポリシーを定めている。これらは、大学ウェブサイトに掲載して学内外に公表するとともに、大学案内及び学生募集要項に掲載し、入学志願者、高等学校、文部科学省等関係機関等に配付し、周知を図っている。また、情報サービス会社と契約し、携帯電話等からも調べることができるようにしている。また、入試広報用 DVD を作成して県内外の高等学校（163 校）に配付して積極的に広報活動を行っている。

さらに、毎年実施している大学説明会や学外での入試ガイダンス等においてアドミッション・ポリシー等について説明し、志願者等学外関係者への周知を図っている。

大学院については、アドミッション・ポリシーとして明文化されたものは公表していないが、「独創的研究並びに新しい医療技術の開発を推進する」との建学の理念に基づき、広く入学者を受け入れている。

これらのことから、学士課程においては入学者受入方針が明確に定められ、公表、周知されていると判断する。

- 4-2-① 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切な学生の受入方法が採用されており、実質的に機能しているか。

大学の目的・使命を達成するために、アドミッション・ポリシーに沿った学生を求め、多様な選抜を実施している。また、全ての選抜試験に面接を課し、学力のみならず、思考能力、潜在能力、人間性、医学勉学に対する意欲などについて判定を行っている。

医学科の一般選抜前期日程では、大学入試センター試験を課し、個別学力検査においては、理科 3 科目（物理、化学、生物）から 2 科目選択、数学、外国語（英語）、面接及び調査書により、後期日程では、大学入試センター試験、小論文、面接及び調査書により総合的に判定している。また、推薦選抜では 25 人の定員を定め 1 高校 4 人以内の推薦を受け、大学入試センター試験、適性検査、小論文、面接、推薦書、志願理由書及び調査書により総合的に判定している。

看護学科の一般選抜前期日程では、大学入試センター試験、面接及び調査書により、後期日程では大学入試センター試験、小論文、面接及び調査書により総合的に判定している。また、推薦選抜では、20 人の定員を定め、1 高校 2 人以内の推薦を受け、小論文、面接、推薦書、自己推薦書及び調査書により総合的に判定している。

に判定している。

修士課程の一般選抜では、専門科目、口述試験、成績証明書、研究志望調書及び健康診断の結果により総合的に判定している。

博士課程の選抜では、外国語試験（英語及びドイツ語・フランス語・専門英語のうちいずれかを選択）、口述試験、成績証明書、志望理由書及び健康診断の結果により総合的に判定している。また、平成17年度より、外国人留学生や外国の大学等の留学から帰国した日本人に対して半年間のブランクを解消することを主目的として、秋季入学者を募集している。

これらのことから、入学者受入方針に沿って適切な学生の受入方法が採用されており、実質的に機能していると判断する。

4-2-2② 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）において、留学生、社会人、編入学生の受入等に関する基本方針を示している場合には、これに応じた適切な対応が講じられているか。

医学科の第2年次後学期編入学では定員を5人、出願資格を4年制以上の大学を卒業した者（卒業見込みの者を含む）とし、理工学、薬学等の自然科学系の学問分野又は自然科学系以外の学問分野を経験し、臨床医又は医学研究者を目指す明確な目的意識を持った学生の入学を期待している。アドミッション・ポリシーにこの旨を明記し、選抜試験では受験生の出身分野の専門の教員を面接官として配置し、第1次（学力試験）、第2次（小論文、面接）の2回の選抜並びに推薦書及び志願理由書により総合的に判定している。

医学科の私費外国人留学生特別選抜、看護学科の社会人特別選抜及び3年次編入学試験ではそれぞれの募集要項にアドミッション・ポリシーを記載している。外国人留学生特別選抜では日本留学試験を課し、学力検査、面接、推薦書及び成績証明書等により、また、社会人特別選抜では、職務経験が3年以上で21歳に達した者と出願資格を定め、小論文、面接、推薦書、自己推薦書及び調査書により、3年次編入学試験では、学力検査（外国語、専門Ⅰ・Ⅱ）、面接及び成績証明書により総合的に判定している。帰国子女に対しても、募集要項に医学科、看護学科ともアドミッション・ポリシーを記載し、大学入試センター試験を免除し、医学科では適性検査、小論文Ⅰ・Ⅱ及び面接を、看護学科では小論文及び面接を実施し、推薦書、成績証明書等を含め総合的に可否を判定している。

これらのことから、入学者受入方針に応じた適切な対応が講じられていると判断する。

4-2-2③ 実際の入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されているか。

入学者選抜に係る実施計画等の作成、試験問題の作成、試験の実施、試験の採点及び合格者の決定までの実施体制は、入学試験委員会を中心に構築されている。試験問題の作成は、入学試験委員会の下に置かれた入試問題作成専門委員会、論文専門委員会が担当し、入学試験を実施する際には入学者選抜試験実施本部が置かれている。

入学試験問題は、教育研究経験を有する教員により作成され、公正を保つため入学試験問題作成に関わる情報を非公開としている。また、面接においては、監督教員を複数人で構成することにより、公正な可否判定が行えるよう配慮している。

また、試験の結果については、電算処理検証委員会で入試データを検証後、入学試験委員会で合格候補者案を作成し、教授会の議を経て可否判定が行われている。

これらのことから、入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されていると判断する。

4-2-④ 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立てているか。

入学者選抜方法研究委員会において入学試験の結果、入学後の学業成績追跡調査等を踏まえて入学者選抜について検証、調査研究し改善策を講じている。また、調査研究した結果を「入学者選抜方法研究委員会報告書」として取りまとめ、入学者選抜方法の改善に役立てている。具体的には、平成 20 年度入学試験における医学科及び看護学科の募集人員の変更と、医学科及び看護学科の推薦入学において高等学校長が推薦できる人数の変更を行っている。

これらのことから、入学者受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立てていると判断する。

4-3-① 実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないか。また、その場合には、これを改善するための取組が行われるなど、入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られているか。

当該大学における平成 15～19 年度の 5 年間の入学定員に対する実入学者数の比率の平均は、次のとおりとなっている。

〔学士課程〕

- ・ 医学部医学科：1.00 倍
- ・ 医学部看護学科：1.00 倍

〔修士課程〕

- ・ 医学系研究科：1.04 倍

〔博士課程〕

- ・ 医学系研究科：1.12 倍

入学定員充足率は、学士課程においては適正であり、大学院においても研究科としては適正であるが、専攻別に見ると過不足がある。

これらのことから、入学定員と実入学者数との関係がおおむね適正であると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 4 を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 学士編入学、帰国子女や外国人への特別入学制度等多様な入試制度を実施している。

【改善を要する点】

- 大学院博士課程の一部の専攻においては、入学定員超過率が高い、又は入学定員充足率が低い。

基準5 教育内容及び方法

(学士課程)

- 5-1 教育課程が教育の目的に照らして体系的に編成されており、その内容、水準、授与される学位名において適切であること。
- 5-2 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。
- 5-3 成績評価や単位認定、卒業認定が適切であり、有効なものとなっていること。

(大学院課程)

- 5-4 教育課程が教育の目的に照らして体系的に編成されており、その内容、水準、授与される学位名において適切であること。
- 5-5 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。
- 5-6 研究指導が大学院教育の目的に照らして適切に行われていること。
- 5-7 成績評価や単位認定、修了認定が適切であり、有効なものとなっていること。

(専門職大学院課程)

- 5-8 教育課程が教育の目的に照らして体系的に編成されており、その内容、水準、授与される学位名において適切であること。
- 5-9 教育課程が当該職業分野における期待にこたえるものになっていること。
- 5-10 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。
- 5-11 成績評価や単位認定、修了認定が適切であり、有効なものとなっていること。

【評価結果】

基準5を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

<学士課程>

- 5-1-① 教育の目的や授与される学位に照らして、授業科目が適切に配置され（例えば、教養教育及び専門教育のバランス、必修科目、選択科目等の配当等が考えられる。）、教育課程が体系的に編成されているか。

医学科、看護学科ともに、正しい知識、技術と豊かな人間性を持った医師、看護専門職を育てるために、教養教育と専門教育をバランスよく配置した6年あるいは4年一貫教育を実施している。

医学科のカリキュラムは、教養教育主体の教育、PBLチュートリアル方式を導入した臨床実習前専門教育、及び診療参加型臨床実習より構成されている。なお、医療人としての人間性の育成を図るために、入学直後は福祉施設体験学習と新入生合宿研修を行い、その後も継続的に医療倫理教育（授業科目「医学概論」等）に力を入れている。また、医学専門教育は、講座間にまたがるユニット構成で行われている。

看護学科のカリキュラムは、多くを医学科との合同授業として行う教養教育、医療倫理教育、看護専門基礎科目、基礎看護学、発達看護学（母性、小児、成人及び老人看護学）、広域看護学（精神看護学、地域看護学）、応用看護学、総合看護学からなる積み上げ方式で構成されている。「看護学教育の在り方に関する検討会」報告を受け、看護学科の教育目的・教育目標を看護実践能力の育成を重視したものに改正し、また、卒業に要する単位を133単位から124単位として、助産学選択を廃止する等の学生負担軽減を目的としたカリキュラム改正を行い平成19年度から適用している。

なお、医学科、看護学科の両方において、専門科目の80%以上は必修科目になっている。

これらのことから、授業科目が適切に配置され、教育課程が体系的に編成されていると判断する。

5-1-② 授業の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっているか。

教養教育において、理数系科目では医学・看護学学習の基盤となる授業を、人文社会系科目では人間、医療、倫理・哲学等と関連する授業を開講している。倫理教育が医学教育にとって最も大切な事項の1つであるとの観点から、例えば1年次の医学科「医学概論Ⅰ」においては序論として医療における人間的要素の重みを理解させ、2年次の「医学概論Ⅱ」では体験学習を通じて患者家族について理解させ、4年次の「医学概論Ⅲ」では臨床実習開始前に生命倫理と医師の裁量権を幅広く学習させて、医の倫理に関する一貫性ある教育内容となっている。医学科2～4年次のPBLチュートリアル教育において、病気と思春期の価値観、病気による社会的不利益等の事例についての倫理関連教育を行っている。

また、医学科では、人間教育を意図して、「人間科学ゼミナール」を開講し、臨床実習前専門教育は、PBLチュートリアル形式を中心に行われている。また、研究心の養成を意図して、この専門教育の期間中（3年次）に6週間の基礎講座への配属（基礎配属）を実施しており、有効に機能している。看護学科においても多くの教養科目、看護専門基礎科目、専門科目に学生主体の問題解決型学習を取り入れ、学生同士の討論の中での学習を重視したカリキュラムを組んでいる。

医学科の臨床実習は、5年次1年間で6年次の10週間にわたって行い、診療参加型を主体とし、充実を図っている。看護学科においても、講義・演習等による学習と体験的学習を組み合わせることにより学習効果を高めることを意図して、1年次の「基礎看護学実習Ⅰ」に引き続いて、2年次に「基礎看護実習Ⅱ」、3年次・4年次に領域別実習を少人数グループで行っている。

これらのことから、授業の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっていると判断する。

5-1-③ 授業の内容が、全体として教育の目的を達成するための基礎となる研究の成果を反映したものとなっているか。

医学は進歩の早い分野であるため、医学科教員は自らの、さらには世界全体の研究の成果を踏まえて、最新医学の基礎的知識・技術を教授している。看護学科においても教員全員が看護専門科目あるいは看護専門基礎科目の領域の教員であり、当該科目の領域の研究成果を担当授業へフィードバックしている。

これらのことから、授業の内容が、全体として研究の成果を反映したものとなっていると判断する。

5-1-④ 学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に対応した教育課程の編成（例えば、他学部の実業科目の履修、他大学との単位互換、インターンシップによる単位認定、補充教育の実施、編入学への配慮、修士（博士前期）課程教育との連携等が考えられる。）に配慮しているか。

教養教育では、より良い患者ケア、望ましいチーム医療推進のために、多くの科目を医学科と看護学科の学生が一緒に履修しており、これには異なった職種の考えを学ぶ多職種間教育の効果が期待されている。また、静岡県西部の9大学（静岡大学、静岡文化芸術大学等）が実施している「大学共同授業」と静岡県の4国公立教育研究機関（国立遺伝学研究所、静岡大学、静岡県立大学）が連携して行っている「連携講義」に参加し、単位互換を行っている。

専門教育では、医学科6年次の臨床実習において、大学が適切と認めた外部の病院での実習は単位として認められている。また、毎年10人内外の学生が海外の学術交流協定校で、あるいはIFMSA

(International Federation of Medical Students' Associations ; 国際医学生連盟) の短期交換留学制度を利用して海外での臨床実習や基礎医学実習を行っており、学術交流協定校及び大学が適当と認めた国内外の大学・病院での臨床実習は単位化されている。

編入学生への配慮に関しては、医学科の2年次後学期編入学生と、看護学科の3年次編入学生の既修得単位を規程及び申合せに従って認定している。

これらのことから、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に対応した教育課程の編成に配慮していると判断する。

5-1-⑤ 単位の実質化への配慮がなされているか。

「自己評価能力と自学自習の態度・習慣を身につける」(医学科)、「自己評価能力を持ち、自立的に行動する態度を育成する」(看護学科)を教育目標の1つとしており、学生の主体的な学習を促し、十分な学習時間を確保するような工夫がなされている。例えばカリキュラムにおいては医学科のPBLチュートリアル教育、看護学科の学生主体の問題解決型授業などにおいて授業時間以外での学習を促している。

これらのことから、単位の実質化への配慮がなされていると判断する。

5-1-⑥ 夜間において授業を実施している課程(夜間学部や昼夜開講制(夜間主コース))を有している場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされているか。

該当なし

5-2-① 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか。(例えば、少人数授業、対話・討論型授業、フィードバック型授業、多様なメディアを高度に利用した授業、情報機器の活用、TAの活用等が考えられる。)

医学科と看護学科の両方とも、学生主体の問題解決型学習と体験による学習を重視したカリキュラムを組んでいる。また医療倫理教育を重視し、学生と教員の接触のある教育を目指している。さらに、教養教育の一部科目及びPBLチュートリアル教育では少人数教育を実施している。

医学科では、臨床実習は5年次前学期から6年次前学期の高学年から行われているが、それまでも早期体験学習、実習、研究室配属等体験的学習を各学年の授業に取り入れている。看護学科でも、「医療概論Ⅰ・Ⅱ」における早期体験学習に加えて各学年のカリキュラムに実習、実験を組み入れて、講義・演習とのバランスを取っている。

これらのことから、授業形態の組合せ・バランスが適切であり、教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされていると判断する。

5-2-② 教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されているか。

医学科、看護学科ともに、教育要項に臨床実習、臨地実習を除く全ての授業のシラバスを統一した体裁で掲載し、年度初めに学生に渡して教務ガイダンスを行っている。臨床実習、臨地実習の詳細はそれぞれ『臨床実習の手引』『臨地実習の手引』に記載されている。

これらのことから、教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されていると判断する。

5-2-③ 自主学習への配慮、基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われているか。

医学科では、高等学校で生物や物理を履修していない学生等への対応として、数学、物理、化学、生物の教員が合同で担当する「自然科学入門」（必修4単位）を1年次に開講している。その中で、物理の授業では高校での既習組と未習組に分けて実施し、生物では未履修学生1人1人に対してレベルに合わせて参考書と勉強方法を指示するなど個別指導を行っている。また、統計解析を学ぶ「数理科学」では、統計学に必要な確率計算のレベルを見るための試験を行い、その結果と高校教育での数学Cの「確率分布」の履修状況により4クラスに分け、レベルに応じた授業を行っている。

看護学科においても、ほとんどの学生が高等学校において物理を選択していないため、未履修のレベルに合わせて「物理科学」の授業を行っている。生物に関しては、80%弱の学生が高等学校において生物を選択しているが、念のため高等学校の生物で習うべき内容にも触れながら「生命科学」及び「代謝・栄養学」の授業を行っている。

施設面では、30室あるチュートリアル教室を8時30分から23時30分までの間学生のグループ学習に開放しており、附属図書館も平成5年に24時間自動入退館システムを導入し、学部学生にも平成10年から利用を認めている。

これらのことから、自主学習への配慮、基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われていると判断する。

5-2-④ 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）、若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし

5-3-① 教育の目的に応じた成績評価基準や卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されているか。

授業科目の成績評価は、医学部履修規程に定められているとおり、優、良、可又は不可の標語をもって表し、優、良及び可を合格とし、不可を不合格としている。医学部履修規程は教育要項に掲載されており、この評価基準は学生に周知されている。また、成績評価基準は各授業科目のシラバスに「成績評価」の項を設け記載しており、卒業認定基準も教育要項において提示されており、新年度ガイダンスにおいても説明されている。

医学科においては、共用試験（CBT（Computer-Based Testing；コンピュータを用いた客観試験）、OSCE（Objective Structured Clinical Examination；客観的臨床能力試験））と在学中の成績を検討・分析した結果、共用試験の重要性から、平成19年度から「臨床医学入門」の評価から独立させて、共用試験に合格することを5年次移行基準の要件としている。看護学科では、平成19年度から各教科の成績評価について、出席状況、演習態度、定期試験等の項目ごとの評価割合を数値で表示し、評価方法を明確にしている。

これらのことから、成績評価基準や卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されていると判断する。

5-3-② 成績評価基準や卒業認定基準に従って、成績評価、単位認定、卒業認定が適切に実施されているか。

各教科の成績は、シラバスの「成績評価」の項のとおり、定期試験の成績、口頭試問、出席状況、レポー

トなどにより総合的に評価されている。単位認定は、科目担当教員が判断し、教務委員会、教授会において審議されている。医学科では、所定単位を修得し卒業試験に合格した学生について、教授会で卒業判定を行っている。看護学科の卒業研究は、卒業論文及び卒業論文発表会により評価し、卒業判定は教授会でされている。

これらのことから、成績評価、単位認定、卒業認定が適切に実施されていると判断する。

5-3-③ 成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられているか。

学生からの成績評価に特化した異議申立ての制度はないが、成績評価の正確性は教務委員会での審議で担保している。また、指導教員制度や「何でも相談窓口」において成績評価についての疑義を相談することも可能である。

教務委員会では、進級不可能あるいは課程修了不可能となった学生の成績については特に念入りに調べしており、毎年教務委員長が全ての進級・課程修了不可能学生と面談している。

これらのことから、成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられていると判断する。

<大学院課程>

5-4-① 教育の目的や授与される学位に照らして、教育課程が体系的に編成されており、目的とする学問分野や職業分野における期待にこたえるものになっているか。

大学院博士課程では、「優れた研究能力を持つ創造性豊かな医学研究者」と「高度な研究能力を備え、その成果を臨床現場で活かせる臨床医学者」の養成を目的とし、研究者養成コースと研究能力を備えた臨床医養成コースを体系的に編成している。平成18年度から、コースワークを充実させたカリキュラムに移行し、大学院教育の実質化に努めている。

修士課程では、看護専門基礎（健康科学）領域及び看護専門領域において、科学的思考力・問題解決能力・基礎的な研究能力を養い、看護実践能力と倫理観を備えた高度専門職業人あるいは教育者・研究者を育成するという趣旨に基づいて、種々の看護分野に対応できる専門科目が配置されている。修論コースのほか、平成16年度より高度看護実践コースを開設している。

これらのことから、教育課程が体系的に編成されており、目的とする学問分野や職業分野における期待にこたえるものになっていると判断する。

5-4-② 授業の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっているか。

博士課程の研究能力を備えた臨床医養成コースでは、学術研究を基盤とし、関連領域のセミナーといくつかの基本的な授業科目により関連分野の基礎的素養と学際的な分野への対応能力の養成を、研究者養成コースでは、これに加えて、研究者として自立して研究活動を行うに必要な研究能力・姿勢の涵養を図っている。また、研究能力を備えた臨床医養成コースでは「医療倫理学」を必修とし、医療倫理及び医療安全に関する教育を行っている。

修士課程の授業内容は専門科目と共通科目からなり、専門科目に各領域の教育課程編成の趣旨に沿った授業科目（特論・演習）を配置し、共通科目には看護学の基盤となる授業科目を配置している。また、高度看護実践コースでは、専門看護師教育課程に対応した授業内容を配置している。

これらのことから、授業の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっていると判断する。

5-4-③ 授業の内容が、全体として教育の目的を達成するための基礎となる研究の成果を反映したものとなっているか。

博士課程の授業では、研究者が自らの研究あるいは他の優れた研究者の論文を紹介し、内容についての実践的な討論を行っている。

修士課程でも、それぞれ授業の内容に関連した研究テーマを持ち、研究成果を授業に反映させている。これらのことから、授業の内容が、全体として研究の成果を反映したものとなっていると判断する。

5-4-④ 単位の実質化への配慮がなされているか。

博士課程では受講科目選択の自由度が学部教育より大きいと、原則として研究指導教員の指導に基づき履修計画を立てることにより、学習目標を明確にし、単位を修得するための学習を行っている。

修士課程でも、指導教員が個別に必要な履修指導を行っている。また、社会人学生も勤務しながら就学できることを前提とした時間割になっている。

これらのことから、単位の実質化への配慮がなされていると判断する。

5-4-⑤ 夜間において授業を実施している課程（夜間大学院や教育方法の特例）を有している場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされているか。

博士課程と修士課程の両方において、在職のまま入学を希望する社会人学生が学びやすいように大学院設置基準第14条に定める教育方法の特例措置及び長期履修制度を設けている。博士課程では、リレー講義は17時30分以降とし、共通科目は集中講義で編成するなど、社会人大学院学生に配慮した時間割を設定している。修士課程では、現在の大学院学生の約80%が勤務を継続しながらの履修生であるため、同じ科目を昼夜開講している。

これらのことから、夜間において授業を実施している課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされていると判断する。

5-5-① 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか。（例えば、少人数授業、対話・討論型授業、フィールド型授業、多様なメディアを高度に利用した授業、情報機器の活用等が考えられる。）

博士課程では、研究者養成コースと研究能力を備えた臨床医養成コースという2つのコースに応じて、講義・演習・セミナーと実験・実技・実習がバランスよく組み合わせられたカリキュラムになっている。また、個々の学生が目指すコース、専門領域等に応じて、ある制約の範囲内で履修科目を自由に選択する履修方法がそれぞれ工夫されている。さらに、授業以外にも定期的に開催される学内研究発表会等の学術講演会に参加し、先端的な研究内容に触れる環境が整備されている。平成19年1月に地域がん診療連携拠点病院に認定されたことから、平成19年度から大学院カリキュラムに「臨床腫瘍セミナー」を導入している。

修士課程の授業形態としては、対話・討論型授業、講義、フィールド型授業等があり、少人数による授業を行っている。「保健統計特論」ではパソコンによるデータ解析の演習も行っている。

これらのことから、授業形態の組合せ・バランスが適切であり、教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされていると判断する。

5-5-② 教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されているか。

博士課程、修士課程の両方において、シラバスが体裁の整った書式で作成され、授業科目名、単位数、開講形態、担当教員、科目の目標、授業計画、成績評価方法、授業で使用するテキスト等が掲載されている。シラバスは大学院要覧として事前に大学院学生に配付されている。

これらのことから、教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されていると判断する。

5-5-③ 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）、若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし

5-6-① 教育課程の趣旨に沿った研究指導が行われているか。

博士課程では、各指導教員の主宰するセミナーを母体に研究指導を行っている。臨床医学部門と、基礎医学、光量子医学研究センター等他の部門は協力体制を取っており、研究能力を備えた臨床医養成コースにおいては、副指導教員の指導の下で基礎講座等との共同研究に参画する学生もいる。

修士課程では指導教員と副指導教員が連携を取り、テーマの選定及び研究方法の検討から論文作成まで、直接指導している。

また、授業実施計画は、それぞれのシラバスに明記されている。

これらのことから、教育課程の趣旨に沿った研究指導が行われていると判断する。

5-6-② 研究指導に対する適切な取組（例えば、複数教員による指導体制、研究テーマ決定に対する適切な指導、T A・R A（リサーチ・アシスタント）としての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練等が考えられる。）が行われているか。

博士課程では、入学時点で指導教員の研究指導を仰ぎ、研究テーマを決めるとともに4年間にわたる研究計画を練り上げ、指導教員を中心とした複数教員による指導体制下での研究活動が行われている。T Aは学部のP B Lチュートリアル教育のチューター業務等に従事し、R Aは研究プロジェクト等に研究補助者として参画し、また科学研究費補助金に応募する資格を得て、研究費支援を獲得するチャンスが与えられている。

修士課程では、約半数の学生が副指導教員制度を利用して研究指導を受けており、複数教員による指導体制が機能している。またT Aに採用された学生は、学部の授業に関わり、授業計画の立案、演習や卒業研究の指導等を経験することにより、教育能力を高めている。なお、長期履修制度が活用されており、平成17年度入学生23人中12人、18年度入学生18人中13人、19年度入学生16人中11人が入学時に長期履修を申請している。

これらのことから、研究指導に対する適切な取組が行われていると判断する。

5-6-③ 学位論文に係る指導体制が整備され、機能しているか。

博士課程では、指導教員の指導の下、研究技法や論文作成の指導を受けて研究遂行能力を高め、論文作成方法を学習することができる。また、欧文学会誌に採択される水準の高い論文作成に向けて結成される

研究チームに加わり、研究に携わることとなっている。さらに、総合的な視野を広げるため、複数指導教員制を採っており、外部研究機関への研究指導を委託する制度も機能している。

なお、平成 18 年度より、博士課程の修業年限内に単位を修得し、学位論文提出見込みのある者に対して継続研究ができる制度（無料）を設け、学位取得の支援をしている。平成 18 年度では、11 人がこの制度を利用し、半年後に学位を取得した者もいる。

修士課程では、研究指導教員が副指導教員と連携を取りつつ、テーマの選定、研究方法の検討から論文作成まで、直接指導している。

これらのことから、学位論文に係る指導体制が整備され、機能していると判断する。

5-7-① 教育の目的に応じた成績評価基準や修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されているか。

博士課程、修士課程の成績評価基準は大学院履修規程に記載されており、入学時のガイダンス等において学生に周知されている。博士課程修了の要件は学則第 44 条、学位規程、医学系研究科学位論文審査実施要項及び医学系研究科学位論文審査実施要項に関する申合せに、修士課程修了の要件は学則第 44 条及び学位規程に記載されており、これらの規程を大学院要覧に掲載し、また入学時ガイダンス等で説明することにより、学生に周知されている。

これらのことから、成績評価基準や修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されていると判断する。

5-7-② 成績評価基準や修了認定基準に従って、成績評価、単位認定、修了認定が適切に実施されているか。

博士課程、修士課程ともに、各授業科目のシラバスに明記された成績評価基準等により、優・良・可・不可の 4 段階の成績評価及び単位認定を行っている。課程の修了認定は、修得単位数の確認と学位論文の審査によって行われている。

博士課程では、学位論文審査を受けるためには、当該論文が博士課程教授会の適当と認める内外の学会誌等に公表あるいは受理されていて、かつ単著であるか共著の場合申請者が筆頭著者であることが必要である。審査委員会は 3 人の審査委員からなり、学位論文審査（医療倫理を含む）と専攻分野の試問を行っている。論文提出による学位論文審査の手続き等も、医学系研究科学位論文審査実施要項と医学系研究科学位論文審査実施要項に関する申合せに定められている。

修士課程では、研究指導教員による特別研究の評価の後に 3 人の審査員からなる学位論文審査に入り、学位論文審査、専攻分野の試問及び公開研究発表会における質疑応答が行われている。なお、論文審査委員会では 10 項目についての評価を行い、合計 60 点以上を合格としている。

これらのことから、成績評価、単位認定、修了認定が適切に実施されていると判断する。

5-7-③ 学位論文に係る適切な審査体制が整備され、機能しているか。

大学院の教育研究に関する審議機関である大学院教授会は研究指導教員により構成され、博士課程では教授のみにより、修士課程では教授と准教授からなる。それぞれ大学院博士課程教授会、修士課程教授会の下に大学院博士課程部会と修士課程部会が設置されており、申請者の資格審査等実質的な審査を行っている。実際に審査を担当する論文審査委員会は、3 人の大学院担当の教員（講師以上）からなり、そのうちの 1 人を主査とする。学位論文申請者の指導教員、紹介教員及び申請者が所属する講座の教員は、審査委員になれない。また博士課程では 3 人のうち 2 人以上は教授としている。

これらのことから、学位論文に係る適切な審査体制が整備され、機能していると判断する。

5-7-④ 成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられているか。

博士課程、修士課程の両方において、大学院要覧に成績評価の基準、方法等を明記し、授業担当教員はそれに基づいて評価を行っている。成績評価についての学生からの異議申立ての制度は明文化されていないが、指導教員や事務部門を通して成績評価についての疑問を相談できる体制となっている。

これらのことから、成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられていると判断する。

<専門職大学院課程>

該当なし

以上の内容を総合し、「基準5を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 医学科学部教育におけるPBLチュートリアル教育を積極的に実施し、自学自習の育成を図っている。
- 医学科3年次における研究体験学習（基礎配属）が有効に機能している。
- 大学院博士課程では、コースワークを充実し、研究者養成コースと研究能力を備えた臨床医養成コースを体系的に編成して大学院教育の実質化を推進している。
- 修士課程と博士課程に長期履修制度を導入し、社会人が履修しやすくなっている。
- 入学から卒業まで及び大学院教育において一貫した倫理教育を行っている。

基準6 教育の成果

6-1 教育の目的において意図している、学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等に照らして、教育の成果や効果が上がっていること。

【評価結果】

基準6を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

6-1-① 大学として、その目的に沿った形で、教養教育、専門教育等において、課程に応じて、学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等についての方針が明らかにされており、その達成状況を検証・評価するための適切な取組が行われているか。

医学科、看護学科、大学院博士課程、修士課程のいずれにおいても教育目標を明らかにしており、『浜松医科大学概要』、大学案内、教育要項、大学院要覧、大学ウェブサイト等に記載している。

また、教育目標の達成状況を大局的に検証する部署として設置した教育企画室の検証・調査・評価部門が機能している。個々の教育目標の達成状況については、例えば医学科の目標の達成状況は以下を基に検証・評価している。(1) 単位修得、進級、卒業状況と、共用試験のCBTや医師国家試験の成績、(2) 教養科目のゼミ、専門教育の実習での担当教員による評価、PBLチュートリアルチューターによる評価、臨床実習での担当教員による評価、(3) 基礎配属における指導者の評価並びに成果発表会での評価、(4) 臨床実習における教員及び担当患者の評価、(5) 語学教員による評価、国際大学交流セミナーなど国際的な催しにおける活動。

また全体としてはCBTや国家試験の成績の例年との比較、全国平均との比較、CBTの成績と国家試験の結果の関連、大学院の場合には学位取得率、学位申請論文の平均インパクトファクター等により検証・評価している。さらに卒業(修了)後には研修病院、就職先、博士課程・修士課程の指導者等にアンケートを依頼し、在学時の教育が効果を上げているか検証・評価している。

これらのことから、学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等についての方針が明らかにされており、その達成状況を検証・評価するための適切な取組が行われていると判断する。

6-1-② 各学年や卒業(修了)時等において学生が身に付ける学力や資質・能力について、単位修得、進級、卒業(修了)の状況、資格取得の状況等から、あるいは卒業(学位)論文等の内容・水準から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

医学部では教養教育及び専門教育をバランスよく配置した特色ある6年あるいは4年一貫教育を実施している。医学科においては2年次と4年次終了時に進級判定を、卒業時に卒業判定を行い、また臨床実習開始前に共用試験受験を義務づけている。平成19年度の医師国家試験合格率は92.9%(全国平均87.9%)、看護師国家試験合格率は98.3%(同90.6%)、保健師国家試験及び助産師国家試験はそれぞれ100%である。

大学院では、国立大学法人化が施行された平成16年度以降、博士課程も修士課程もほぼ毎年(平成16年度の修士課程を除いて)入学定員を満たしており、休学者はごく僅か、退学者数も在籍者数の10%以内である。正規の年限内での学位取得率は、学会誌等への論文の採択が学位論文審査申請の条件になっている博士課程では、在籍学生の60~70%、1年間の猶予期間中の学位取得も加えると約79%(平成14~17

年度の平均)であり、学位論文の平均インパクトファクターは年によって多少違いがあるが3前後である。科学研究費補助金にも平成17～19年度で16件採択されている。

一方、修士課程では留年はごく稀で、在籍学生の大部分が正規の年限内に学位を取得している。

これらのことから、教育の成果や効果が上がっていると判断する。

6-1-③ 授業評価等、学生からの意見聴取の結果から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

学部学生に対しては、各年度の前学期及び後学期の定期試験の際に行う授業評価をはじめ、種々の授業・教育評価アンケート調査を行い、大学が編成したカリキュラム及び各担当教員の授業が大学の意図する教育の成果や成果の発現に有効に寄与しているかについての学生の意見を聴取し、教育の改善に役立っている。大学院博士課程、修士課程でもそれぞれ1年次生、1～2年次生を対象として授業評価アンケート調査を行っている。

調査の結果から、学部学生と修士課程の学生の授業に対する全体的な満足度はほとんどの授業で高く、高い割合で教育効果が得られていると学生自身が判断していると思われる。博士課程では、大学院教育の実質化のためのコースワーク充実などの新カリキュラムが定着し始めている。

これらのことから、教育の成果や効果が上がっていると判断する。

6-1-④ 教育の目的で意図している養成しようとする人材像等について、就職や進学といった卒業（修了）後の進路の状況等の実績や成果について定量的な面も含めて判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

医学科では、90%以上の卒業生が研修医として附属病院あるいは他の病院に勤務し、看護学科でも毎年90%前後の卒業生が看護師、保健師あるいは助産師として病院あるいは市役所等に就職している。

大学院修了生の進路に関しては、医師免許保有者の多い博士課程では40%ほどが浜松医科大学の職員になっており、次いで他の医療機関、教育・研究機関の順番である。研究、特に臨床医学研究を行いながら医療に携わる者が多い。ポストドクターとして、海外で研究している者もいる。中には研究を続けた結果、同窓会学術奨励賞を受賞した者もいる。修士課程修了者の場合には臨床現場が最も多く、次いで教育機関、行政機関、進学の順となっている。

これらのことから、教育の成果や効果が上がっていると判断する。

6-1-⑤ 卒業（修了）生や、就職先等の関係者からの意見聴取の結果から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

医学科卒業生に対する研修受入病院の指導医の評価については、5項目全てにおいて、同じ病院で研修を受けている他大学卒業生よりも高く評価されている。特に「患者とのコミュニケーション、患者本位の医療」と「医療チームの一員としての良好な関係」については、平成18年度のアンケートにおいてはそれぞれ「非常によい」が54.2%、70.8%を占めている。

平成18年度、看護学科の卒後3年目までの卒業生と就職先の指導者を対象に、個々の教育目標の達成状況とカリキュラムに対する満足度に関するアンケート調査を行った結果、「浜松医科大学の教育は全体として満足するものであった」という項目について、卒業生は5段階中上位2段階が21%、下位2段階が33%であり、指導者に関してはそれぞれ35%及び9%であった。

大学院博士課程では平成18年度に、修了生の勤務先に対して修了生の勤務状況に関するアンケートを実施しており、9項目全てにおいて60%以上の回答者が肯定的評価を行っている。また同様の質問を修了

生に実施したところ、7項目において50%以上の回答者が肯定的評価を行っている。

修士課程においても同様のアンケートを行っており、修了生の就職先では10項目中8項目において60%以上の回答者から肯定的評価を得ているが、2項目については肯定的評価が50%未満である。修了生については50%以上の回答者が肯定的評価を行っているのは6項目である。

これらのことから、教育の成果や効果が上がっていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準6を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 卒業生に対して就職先から高い評価が得られている。

基準7 学生支援等

- 7-1 学習を進める上での履修指導が適切に行われていること。また、学生相談・助言体制等の学習支援が適切に行われていること。
- 7-2 学生の自主的学習を支援する環境が整備され、機能していること。また、学生の活動に対する支援が適切に行われていること。
- 7-3 学生の生活や就職、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が適切に行われていること。

【評価結果】

基準7を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

7-1-① 授業科目や専門、専攻の選択の際のガイダンスが適切に実施されているか。

入学直後に4～5日間（うち2日間は1泊2日で実施）にわたり実施する新入生オリエンテーションにおいて、カリキュラムや附属図書館の使用方法などの説明のほか、1年次の授業の担当教員による各教科への取り組み方の説明を行っている。配付資料は『学生生活案内』、時間割、教育要項などである。その後、各学年の年度初めに教務委員長によるガイダンスを実施し、また各教科の授業の開始時に、科目個別にオリエンテーションを実施している。また、医学部4年次生では、臨床前体験学習の際にもガイダンスを実施している。

博士課程については入学式当日、修士課程については入学直後の新入生ガイダンスで、生活案内、カリキュラム説明、図書館検索システム講習などを実施している。併せて、修士課程では履修選択の参考とするため、模擬授業を行っている。また、修了年次の大学院学生に対しては学位申請手続きを周知し、修士課程においては説明会を開催している。

これらのことから、ガイダンスが適切に実施されていると判断する。

7-1-② 学習相談、助言（例えば、オフィスアワーの設定、電子メールの活用、担任制等が考えられる。）が適切に行われているか。

学習相談、助言は、各授業の担当教員及び独自の指導教員制度を組み合わせで実施されている。各授業の担当教員のうち、オフィスアワーを設定している教員は教育要項で周知されており、またオフィスアワーを設定していない教員は常時学生に対応している。

指導教員制度は、各学年の授業担当教員が主となって少人数（数人～10人）のグループ分けした学生と授業を離れた交流の機会を持つものであり、学習についての相談も受けている。医学科においては、指導教員を助教まで拡大し、1～2年次生には「人間科学ゼミナール」担当の総合人間科学講座の教員、3～4年次生には基礎配属担当の講座の教員、5～6年次生については臨床系の講座の教員を指導教員として、授業担当と学生指導を結び付けて指導効果を上げるようにしている。また、医学科3年次の基礎配属では、学生が各研究室において2か月間研究を行うことで教員との交流も密になり、その後も学習相談や人生相談などを含めて連絡を取っていることが多い。これらの学習支援に対する周知は、『学生生活案内』、教育要項、大学ウェブサイトなどで行っている。

これらのことから、学習相談、助言が適切に行われていると判断する。

7-1-③ 学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されているか。

学生による授業評価及びその他の様々なアンケート調査と投書箱により、学生の意見、ニーズを聴取すべく努めている。授業評価等では、フィードバックによる改善を期待して、結果を各授業担当教員に配付している。さらに、学生の意見を直接聴取するために、毎年1回サークルリーダーを中心とした学生に呼びかけ、学生委員会委員との対話集会を持っている。平成18年度の対話集会では、課外活動における諸問題や医大祭の活性化について意見交換を行っている。

これらのことから、学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されていると判断する。

7-1-④ 通信教育を行う課程を置いている場合には、そのための学習支援、教育相談が適切に行われているか。

該当なし

7-1-⑤ 特別な支援を行うことが必要と考えられる者（例えば、留学生、社会人学生、障害のある学生等が考えられる。）への学習支援を適切に行うことのできる状況にあるか。また、必要に応じて学習支援が行われているか。

留学生に対しては、入学後1年間チューターを配置している。平成18年度には、学部には該当者はなく、大学院1年次生の留学生6人に対して、大学院上級生6人（原則として日本人）が対応した。さらに、留学生担当の教員1人が、留学生の修学、生活上の問題について、指導・助言を行っている。日本語・日本事情の教員及び非常勤講師による日本語の授業も行っている。初級日本語、中級日本語ともに週2回、各1時間の授業で、平成18年度の実績では、初級日本語に8人、中級日本語に8人が参加した。

また、社会人学生に対する配慮として大学院設置基準第14条に定める教育方法の特例措置及び長期履修制度を設けている。

これらのことから、特別な支援を行うことが必要と考えられる者への学習支援を適切に行うことのできる状況にあり、また、必要に応じて学習支援が行われていると判断する。

7-2-① 自主的学習環境（例えば、自習室、グループ討論室、情報機器室等が考えられる。）が十分に整備され、効果的に利用されているか。

30室のチュートリアル教室を授業での使用時間を除き学生の自主学習、グループ学習に開放している。パソコンの持ち込みも可能で、LANに接続できる。講義実習棟の講義室も講義時間外はグループ会議等に利用させている。看護学科棟の情報処理実習室にはパソコン110台があり、講義・研修等で使用していないときは学生に利用させている（火・木・金曜日は21時まで、月曜日は17時まで）。また、講義実習棟ラウンジではパソコン8台を自習等に利用することができる。附属図書館は24時間利用できる体制にしている。

これらのことから、自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されていると判断する。

7-2-② 学生のサークル活動や自治活動等の課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われているか。

体育会系23サークル（兼部を含む登録学生数753人）、文化会系16サークル（兼部を含む登録学生数454人）が課外活動を行っており、サークル活動への支援としては、平成17年度の福利施設棟の内外装改修工事、平成18年度の武道館の全面改修工事など関連施設の改修、運営費交付金等からの厚生補導施設設備費、課外活動経費、体育大会等分担金等の予算措置、浜松医科大学後援会からの各サークルへの助成金、西日本医学生体育連盟等の会議出席のための旅費、学生自治会主催の新入生歓迎会の助成等がある。また、

全国的な大会で優勝する等の優秀な成績を挙げたサークル又は個人を表彰する制度を平成 19 年から新たに設け、課外活動のより一層の活発化を促しており、ボランティアとして長年にわたり課外活動の指導を行っている外部指導者には大学から感謝状を授与している。

これらのことから、課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われていると判断する。

7-3-① 学生の健康相談、生活相談、進路相談、各種ハラスメントの相談等のために、必要な相談・助言体制（例えば、保健センター、学生相談室、就職支援室の設置等が考えられる。）が整備され、機能しているか。

学生の健全な心身の育成・増進についての支援を行う施設として保健管理センターがあり、医師（講師）と保健師が勤務している。学生のメンタルヘルスについては、学生委員会のメンバーに保健管理センターの職員を加えて、学生に関する情報の共有化を図ることとしている。

指導教員制度に加えて、課外活動サークルの顧問教員も当該サークルの学生の相談窓口の役割を果たしている。さらに平成 14 年度からは、相談窓口の多様化を図るため、相談員を教員及び学生支援専門員から募って、全ての学生が横断的にどの相談員とも相談できる「何でも相談窓口」を設置した。

セクシュアル・ハラスメント（セクハラ）に対しては、セクハラに特化した相談員制度（学生は「何でも相談窓口」に相談してもよい）と相談箱を設け、相談への対応体制を整えている。留学生からの相談は、留学生担当専門教育教員 1 人が週 1 回のオフィスアワーを設け担当している。いずれの相談窓口においても「守秘義務、相談者のプライバシーの保護」を大原則としつつ、極めて重大な問題に対しては、これらの相談窓口と保健管理センターなどが連携して当たることになっている。なお、大学におけるあらゆるハラスメントをなくし、全ての学生及び教職員が安心して快適な活動ができるよう、「セクシュアルハラスメントの防止等に関するガイドライン」を改正し、アカデミック及びパワーハラスメントを含めた統合型のハラスメントガイドラインを策定している。平成 18 年度には、セクシュアル・ハラスメント及びその他のハラスメントの実例、対処法、予防措置、啓発活動などと課題とした研修会（2 日間）を実施している。

これらのことから、必要な相談・助言体制が整備され、機能していると判断する。

7-3-② 生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されているか。

生活支援等に関する学生のニーズ等のくみ上げを担当する委員会は学生委員会、担当部署は学務課学生サービス係、生活支援係等である。学生委員会では平成 16 年度に学生生活実態調査を行い、平成 17 年度にその結果を分析して「2004 年度浜松医科大学学生生活実態調査報告書」にまとめるとともに、この調査結果を参考にして授業料免除の基準、選考方法等を整備し、学生の実態に合った入学科及び授業料免除の選考を図った。また、平成 17 年度から正式実施となった共用試験 C B T の受験料 28,000 円が学生の大きな負担になっているとの学生からの申し出を受けて、教育・国際交流担当理事が数回にわたり学生と話し合いを持ち、授業料全額免除学生及び同等の困窮学生には受験料の半額を援助することとしている。

留学生に関しては、主たる担当は留学生相談室の教員（講師）、日本語・日本事情担当教員及び学務課国際交流・留学生係であるが、国際交流の集い、留学生見学旅行、支援団体による留学生を励ます会等に学長をはじめ多数の教職員が参加し、留学生及びその家族と話し合うことが多いので、その際にも彼らのニーズを把握できている。

これらのことから、生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されていると判断する。

7-3-③ 特別な支援を行うことが必要と考えられる者（例えば、留学生、障害のある学生等が考えられる。）への生活支援等を適切に行うことのできる状況にあるか。また、必要に応じて生活支援等行われているか。

留学生に対する生活援助として、住居面での援助と奨学金等による経済的な援助を行っている。

住居面では、留学生と外国人研究者が利用している国際交流会館（単身棟 20 室、家族棟 10 室）を最大限活用した上で、どうしても不足する分は、施設課資産管理係による審査の上で留学生にも職員宿舎である医大宿舎及び医大半田山宿舎を貸与している。現在、職員宿舎には 6 人の留学生が入居している。

経済面では、学部学生 3 人、大学院学生 27 人（博士課程 26 人、修士課程 1 人）、研究生 1 人、特別研究学生 1 人の計 32 人の留学生のうち、平成 18 年度の実績では、公的な奨学金を受給した学生は 13 人（41%）であり、さらに 3 人の学生がロータリー米山記念奨学金のような月額 10 万円以上の奨学金を受給している。加えて、8 人を研究補助員として、21 世紀 COE プログラムの研究分野の大学院学生 13 人を COE 研究員として雇用し、月額 7,000～80,000 円の給与を支払っている。その上で、これらの経済的支援では受給月額が 7 万円に満たない全ての外国人留学生（ただし研究生の場合には 1 年を超えて在籍予定の者のみ）を対象として国際交流後援会奨学金と戸田奨学金から追支給を行い、全員に月額 7 万円以上の奨学金等支給を達成している。さらに、成績が基準に満たない 1 人の学部学生を除く私費外国人留学生全員（24 人）を授業料免除にしている。

また大学ウェブサイト日本語と英語による留学生・留学情報のコーナーを設け、宿舎・学費などの生活情報や、外国人登録・在留手続き等の情報を紹介している。

これらのことから、特別な支援を行うことが必要と考えられる者への生活支援等を適切に行うことのできる状況にあり、また、必要に応じて生活支援等が行われていると判断する。

7-3-④ 学生の経済面の援助（例えば、奨学金（給付、貸与）、授業料免除等が考えられる。）が適切に行われているか。

授業料免除に関しては、平成 16 年度に行った学生生活実態調査に基づいて授業料免除の基準、選考方法等を整備し、学生の実態に合った入学科及び授業料免除の選考を行えるようにしている。具体的には、奨学金の貸与等を受けていない者、高額な自動車を日常的に使用している者、高額な家賃のアパート等に居住している者、免除申請時の 1 年以内に観光目的で海外へ旅行した者は授業料免除の対象者としなことがありとし、また授業料免除の選考の際全ての申請者と面接を行うこととして、これらを『授業料免除のしおり』に明記し、学生への周知を図っている。平成 17 年度及び 18 年度においては、収入基準及び成績による免除対象外の者を除き、全ての申請者に対して、全額、半額の免除基準に基づく授業料免除を実施している。

日本学生支援機構からの奨学金に関しては、学部学生 275 人、大学院学生 8 人が貸与を受けており、貸与希望者ほぼ全員に対して奨学金貸与を実施できている。医学科の授業料全額免除学生に対する共用試験 CBT の受験料の半額支援と外国人留学生に対する経済的援助も行っている。

これらのことから、学生の経済面の援助が適切に行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 7 を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 30 室のチュートリアル教室を授業での使用時間を除き学生の自主学習、グループ学習に開放している。

基準 8 施設・設備

- 8-1 大学において編成された教育研究組織及び教育課程に対応した施設・設備が整備され、有効に活用されていること。
- 8-2 大学において編成された教育研究組織及び教育課程に応じて、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に整備されていること。

【評価結果】

基準 8 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

- 8-1-① 大学において編成された教育研究組織の運営及び教育課程の実現にふさわしい施設・設備（例えば、校地、運動場、体育館、講義室、研究室、実験・実習室、演習室、情報処理学習のための施設、語学学習のための施設、図書館その他附属施設等が考えられる。）が整備され、有効に活用されているか。また、施設・設備のバリアフリー化への配慮がなされているか。

校地面積は 265,656 m²であり、大学設置基準に定められた必要な面積を上回っている。また、校舎面積は 92,098 m²であり、同様に必要な面積を上回っている。

キャンパス内には、講義実習棟、看護学科棟、基礎・臨床研究棟、附属図書館、附属病院等が配置され、講義室、実験・実習室、演習室等の学習施設が整備されている。

身体障害者用の駐車場は看護学科棟及び管理棟に、身体障害者用のトイレは臨床講義棟、講義実習棟、看護学科棟、臨床研究棟、福利施設棟に整備され、平成 17 年度には福利施設棟の全面改修及び講義実習棟、臨床講義棟の身体障害者用トイレの改修を行った。

これらのことから、大学において編成された教育研究組織の運営及び教育課程の実現にふさわしい施設・設備が整備され、有効に活用されており、また、バリアフリー化への配慮がなされていると判断する。

- 8-1-② 教育内容、方法や学生のニーズを満たす情報ネットワークが適切に整備され、有効に活用されているか。

学内 LAN が整備され、教育、研究部門は情報処理センターの専任職員により管理されている。情報処理実習室にはパソコン 110 台が整備され、「情報科学」等の授業を行っている。このほか附属図書館、講義実習棟ラウンジにもパソコンを設置しており、学生が自由に利用できる状況にある。入学時に「新入生情報リテラシー」のガイダンスを行い、大学の情報システム、施設の利用方法を説明した上でそれぞれに ID、パスワードを付与しており、個人所有のパソコンについても情報端末を使用して自由に利用することができる。

また、大学のウェブサイトには学生専用のサイトが整備され、教育の一貫として、各学生が情報処理センターのサーバにウェブページを作成して公開することを認めており、サークルや個人のウェブページを通して学生同士の情報交換を行っている。

これらのことから、情報ネットワークが適切に整備され、有効に活用されていると判断する。

- 8-1-③ 施設・設備の運用に関する方針が明確に規定され、構成員に周知されているか。

各施設・設備の利用方法、利用に当たっての心得等を『学生生活案内』に掲載し、全学生並びに関係教職員に配付している。

また、大学ウェブサイトから管理運営の根拠となる規則を調べることができる。

これらのことから、施設・設備の運用に関する方針が明確に規定され、構成員に周知されていると判断する。

8-2-① 図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に整備され、有効に活用されているか。

附属図書館では、和図書 58,654 冊、和雑誌 1,441 種類、洋図書 66,952 冊、洋雑誌 2,068 種類、学位論文 898 冊、科学研究費補助金研究成果報告書 355 冊、電子ジャーナル約 3,800 種類、視聴覚資料 4,717 タイトルの蔵書を保有している。平成 18 年度の入館者数は 177,035 件（うち時間外特別利用は 33,406 件）、貸出冊数は 8,799 冊、座席数は 193 席である。平日の開館時間は 9 時～20 時、土日の開館時間は 10 時～17 時であるが、学生、教職員はカードにより常時入館が可能である。

また、附属図書館ウェブサイトにおいて、蔵書検索、図書館利用情報提供、オンラインジャーナル等のサービスを提供しており、図書資料を含め利用者のニーズに応じ適宜増強を図っている。

なお、図書館においては、古典的に重要な参考図書等は充実しているが、学生用の新しい参考図書等が不足している。

これらのことから、教育研究上必要な資料がおおむね系統的に整備され、有効に活用されていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 8 を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 図書館を、学生も含めて常時利用できるようにしている。

【改善を要する点】

- 図書館において、古典的参考図書等は充実しているが、学生用の新しい参考図書の整備が十分でない。

基準 9 教育の質の向上及び改善のためのシステム

- 9-1 教育の状況について点検・評価し、その結果に基づいて改善・向上を図るための体制が整備され、取組が行われており、機能していること。
- 9-2 教員、教育支援者及び教育補助者に対する研修等、その資質の向上を図るための取組が適切に行われていること。

【評価結果】

基準 9 を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

9-1-① 教育の状況について、活動の実態を示すデータや資料を適切に収集し、蓄積しているか。

教育企画室に、大局的な観点から教育活動に関するデータや資料の収集と解析を行い、調査・検証するための検証・調査・評価部門を設け、特に重要な問題（留年生の再履修科目の問題等）を集中的に審議するとともに、共用試験結果、PBLチュートリアル教育の効果、医師、看護師、保健師、助産師国家試験の合格状況等について、活動の実態を示すデータや資料を収集し、検証を行っている。

大学院博士課程及び修士課程の教育活動については、入学者数、科目履修状況等の基本的なデータのほか、博士課程学位審査申請状況・学位授与状況・学位取得率等の必要な情報を蓄積している。

これらのことから、教育の状況について、活動の実態を示すデータや資料を適切に収集し、蓄積していると判断する。

9-1-② 学生の意見の聴取（例えば、授業評価、満足度評価、学習環境評価等が考えられる。）が行われており、教育の状況に関する自己点検・評価に適切な形で反映されているか。

平成 16 年度に学部学生を対象に学生生活実態調査が実施されている。また定期試験時の授業評価、PBLチュートリアル教育における課題及びチューターの評価、及び医学科、看護学科の当該年度を終了したばかりの 1、2 年次学生に対しての「教育成果に関するアンケート」が実施され、学生の意見の聴取が行われている。授業評価アンケートについては、回収率の改善を図るため、質問項目の見直しを行うとともに、従来のコンピュータを用いた方法をマークシート方式に改めたところ、回収率が約 90%に改善した。平成 18 年度には看護学科 3 年次学生にカリキュラムに関するグループインタビューが実施され、平成 16 年度実施の新カリキュラムについての学生意見の聴取が行われている。また、学生意見箱も設置されている。

大学院では、平成 18 年度の大学院博士課程の改組に伴い、授業科目の妥当性・改善すべき点等を検討することを目的として学生へのアンケート調査が行われており、修士課程においても同様に授業評価アンケート調査が行われている。また、博士課程では、この調査の結果を博士課程教授会において全担当教員に配付して改善に向けて検討し、煩雑であったコース別の修得すべき単位を各コースで一致させ、分かりやすくするとともに、がん研究・診断・治療、あるいは分子イメージングを専門とする新たなコースを設立するなど改善を図っている。

これらのことから、学生の意見の聴取が行われており、教育の状況に関する自己点検・評価に適切な形で反映されていると判断する。

9-1-③ 学外関係者（例えば、卒業（修了）生、就職先等の関係者等が考えられる。）の意見が、教育の状況に関する自己点検・評価に適切な形で反映されているか。

医学科では、5年次生の学外臨床実習の指導医による学生評価を行い、また平成18年度には臨床実習施設の指導医師（附属病院及び県西部浜松医療センター）による学生に関するアンケート調査を実施し、総合的にはPBLチュートリアル教育導入以前に比べて良好な調査結果を得ている。看護学科卒業生については、卒後3年経過した者について、就職先の指導者等による評価が実施されている。

大学院博士課程や修士課程においては、修了生及び修了生の就職先へのアンケート調査が実施され、その結果を今後のあり方に反映すべくそれぞれ博士課程教授会、修士課程教授会において報告されている。

これらのことから、学外関係者の意見が教育の状況に関する自己点検・評価に適切な形で反映されていると判断する。

9-1-④ 評価結果がフィードバックされ、教育の質の向上、改善のための取組が行われ、教育課程の見直し等の具体的かつ継続的な方策が講じられているか。

医学科の臨床前専門教育であるPBLチュートリアル教育においては、学生及び教員の評価結果、意見等を参考に、平成17年度から基礎医学のユニット構成を変更するなど、評価結果を教育の改善にフィードバックしている。また、毎月1回PBLチュートリアル部会を開催し、全ての課題、シナリオ等を検討し、厳選されたシナリオの作成に努めるとともに、シナリオごとに学生の評価を求め、教育の質の向上に取り組んでいる。共用試験CBT、内科の卒業試験、医師国家試験の成績の評価に基づき、留年生の再履修制度の変更を検討している。

看護学科では、教育企画室の看護教育検討部門及び臨床実習検討部門において、評価結果を参考にして現行のカリキュラムを改訂し、平成19年度入学生から適用されている。

大学院博士課程においては、社会的要求やより高度な専門性を有する医学研究者・臨床医学者の育成のため、平成16年度に組織を改組し、光先端医学、高次機能医学、病態医学、予防・防御医学の4専攻とするとともに、専門性に応じた履修コースを設定して、個々の大学院学生の希望に応じた高度専門性を習得可能になるような方策が講じられた。また、学生に対する授業評価アンケート調査の結果を参考にして、各コースで修得すべき単位を分かりやすくし、新たな社会的要請に応える専門コース（がんプロフェッショナル養成コースなど）を設定するなどカリキュラムの改善が図られた。

これらのことから、評価結果がフィードバックされ、教育の質の向上、改善のための取組が行われ、具体的かつ継続的な方策が講じられていると判断する。

9-1-⑤ 個々の教員は、評価結果に基づいて、それぞれの質の向上を図るとともに、授業内容、教材、教授技術等の継続的改善を行っているか。

定期試験時に実施する授業評価等の結果を迅速に担当教員にフィードバックする体制は確立している。また、PBLチュートリアル教育におけるチューター評価で評価が悪かった教員については、ほとんどの教員に改善が認められる。なかなか改めない教員には教務委員長が書面で注意するか話し合うことになっている。現時点でのチューター要員は243人であり、約99%の教員がチューターとして良い評価を得ているか、フィードバックに適切に対応している。

これらのことから、個々の教員は、評価結果に基づいてそれぞれの質の向上を図るとともに、継続的改善を行っているとは判断する。

9-2-① ファカルティ・ディベロップメントについて、学生や教職員のニーズが反映されており、組織として適切な方法で実施されているか。

医学科では、平成6年度から毎年医学教育方法に関するワークショップを開催し、OSCEやクリニカル・クラークシップ、チュートリアル教育などをテーマとして取り上げ、平成12年度には、学外のワークショップへの参加、講演会の開催、他大学の授業見学等も行われた。平成13年度には、教務委員会の下にカリキュラム策定専門委員会を設置し、PBLチュートリアル教育をテーマとするファカルティ・ディベロップメント（以下、FDという。）活動を集中的に行い、平成15年度にPBLチュートリアル教育を導入するに至っている。平成18年度には、PBLチュートリアルを離れて、「臨床実習を考える」と「大学院教育について」をテーマとする講演会を開催している。

看護学科では、教務委員を中心としてFDワーキンググループを設置して、教員の教育能力、研究指導能力の向上を目指して活動を行っている。例えば平成18年度には、講師を招いて実習指導能力向上を目指した研修会を行い、参加者アンケートでは4点満点中平均3.8点という満足度を得ている。

また、医学科、看護学科共通の講演会「FD活動の現状と展望」も開催されている。

これらのことから、FDについて、学生や教職員のニーズが反映されており、組織として適切な方法で実施されていると判断する。

9-2-② ファカルティ・ディベロップメントが、教育の質の向上や授業の改善に結び付いているか。

医学科のPBLチュートリアル教育についてのFD活動は、他大学から迎えた講師による講演会等の勉強会のほか、新規採用教員、TAに対し行うチューター養成FD、シナリオ作成講習会等を毎年開催し、学生に対しては『PBLチュートリアルの手引き（学生用・実施要項）』を配付し、かつ最初の授業においてチュートリアル教育の基本理念等について説明し周知を図っている。また、学生に対してはシナリオや担当チューターへの評価アンケートを、教員に対しては学生の学習態度やシナリオへの評価アンケートを実施している。

チューターは全てチューター養成FDを行っているためレベルが揃っており、平成18年度のチューターに対する学生評価では84人5項目の質問において413:7で良好な評価を得ていた。同年度には延べ35人の教員が何らかの項目において問題ありと評価されたが、その後の追跡調査で彼らのほぼ全員に顕著な改善が見られている。なお、従来のPBLチュートリアル教育のチューター教育、看護教育FD組織等を再編成し、大学全体のFD活動の企画、実施を行うことを目的としたFD部門を新たに設けている。

これらのことから、FDが教育の質の向上や授業の改善に結び付いていると判断する。

9-2-③ 教育支援者や教育補助者に対し、教育活動の質の向上を図るための研修等、その資質の向上を図るための取組が適切になされているか。

大学院博士課程のTAには、教員と同様にチューター養成FDを前もって受講することを義務づけ、授業終了後に「PBLチュートリアルレビュー案」においてチューターを実施しての感想などを聞き、参考にしている。

また、教育支援という観点から、学務部学務課教務係の職員の役割は重要であり、教員と両輪の関係を形成してPBLチュートリアル教育を支えている。これら学務部職員もPBLチュートリアル教育関連のほぼ全ての会議に出席しており、またFD活動にも教員とともに参加している。

これらのことから、教育支援者や教育補助者に対し、その資質の向上を図るための取組が適切になされていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準9を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 医学科では、教員だけでなく、学務部職員、さらには学生TAも含めた全学的なPBLチュートリアル教育に的を絞ったFD活動を精力的に実施している。

基準 10 財務

- 10-1 大学の目的を達成するために、教育研究活動を将来にわたって適切かつ安定して遂行できるだけの財務基盤を有していること。
- 10-2 大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、履行されていること。
- 10-3 大学の財務に係る監査等が適正に実施されていること。

【評価結果】

基準 10 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

10-1-① 大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行できる資産を有しているか。また、債務が過大ではないか。

平成18年度末現在の資産は、固定資産17,745,282千円、流動資産6,999,991千円であり、合計24,745,273千円である。なお、教育研究活動を安定して遂行するために必要な校地、校舎等の資産を有している。

負債については、固定負債10,080,317千円、流動負債4,386,147千円であり、合計14,466,464千円である。なお、負債のうち、文部科学大臣から認可された償還計画に基づき返済している借入金が8,389,813千円であり、その他の負債については、国立大学法人における固有の会計処理であり、ほとんどが実質的に返済を要しないものとなっている。

これらのことから、教育研究活動を安定して遂行できる資産を有しており、債務が過大ではないと判断する。

10-1-② 大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行するための、経常的収入が継続的に確保されているか。

経常的収入としては、運営費交付金、学生納付金、附属病院収入及び外部資金等で構成されている。

平成16年度からの3年間における状況から、学生納付金収入及び附属病院収入は安定して確保されている。

また、産学連携等研究収入や寄附金収入等の外部資金についても安定した確保に努めている。

これらのことから、教育研究活動を安定して遂行するための、経常的収入が継続的に確保されていると判断する。

10-2-① 大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、関係者に明示されているか。

平成16年度から平成21年度までの6年間に係る予算、収支計画及び資金計画が中期計画の一部として、また、各年度に係る予算、収支計画及び資金計画が年度計画の一部として、経営協議会及び役員会の議を経て、学長により決定されている。

これらの計画は、大学ウェブサイトで公表されている。

これらのことから、適切な収支に係る計画等が策定され、関係者に明示されていると判断する。

10-2-② 収支の状況において、過大な支出超過となっていないか。

平成18年度において、経常費用17,532,484千円、経常収益18,623,710千円であり、経常利益1,091,226

千円、当期総利益が 1,096,905 千円となっている。

なお、短期借入金はない。

これらのことから、収支の状況において、支出超過となっていないと判断する。

10-2-③ 大学の目的を達成するため、教育研究活動（必要な施設・設備の整備を含む。）に対し、適切な資源配分がなされているか。

予算配分に当たっては、経営協議会及び役員会の議を経て、学長が予算配分方針を決定している。

また、年度途中において、予算執行計画に対する執行状況を調査した上で、補正予算案を作成し、経営協議会及び役員会の承認を得て予算配分を行っている。さらに、外部資金等の間接経費より、教育・研究支援経費を予算措置している。

これらのことから、教育研究活動に対し、適切な資源配分がなされていると判断する。

10-3-① 大学を設置する法人の財務諸表等が適切な形で公表されているか。

法令に基づき、財務諸表を官報に公告し、かつ、財務諸表並びに事業報告書、決算報告書並びに監事及び会計監査人の意見を記載した書面を、各事務所に備えて置き、6年間一般の閲覧に供しなければならないこととなっている。

法令を遵守し、財務諸表について、文部科学大臣の承認を受けた後、財務諸表等を適切な形で公表するとともに、大学ウェブサイトでも公表している。

これらのことから、財務諸表等が適切な形で公表されていると判断する。

10-3-② 財務に対して、会計監査等が適正に行われているか。

財務に関する会計監査については、監事の監査、会計監査人の監査及び内部監査が行われている。

監事の監査については、監事監査規程に基づき実施されている。

会計監査人の監査については、文部科学大臣が選任した会計監査人により実施されている。

これらの監査報告書は大学ウェブサイトで公表されている。

内部監査については、独立性を持つ学長直属の監査室を設け、内部監査規程等に基づき、監査室に所属する職員が監査を実施し、監査室長が監査報告書を作成し、学長に報告している。

また、年間数回程度、監事、会計監査人、監査室及び会計事務担当者による意見交換会を開催すると共に、必要に応じて学長、財務担当理事等を含めた「内部監査報告会」を実施し、問題点・改善策等を共有している。

これらのことから、財務に対して、会計監査等が適正に行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準10を満たしている。」と判断する。

基準 11 管理運営

- 11-1 大学の目的を達成するために必要な管理運営体制及び事務組織が整備され、機能していること。
- 11-2 管理運営に関する方針が明確に定められ、それらに基づく規定が整備され、各構成員の責務と権限が明確に示されていること。
- 11-3 大学の目的を達成するために、大学の活動の総合的な状況に関する自己点検・評価が行われ、その結果が公表されていること。

【評価結果】

基準 11 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

- 11-1-① 管理運営のための組織及び事務組織が、大学の目的の達成に向けて支援するという任務を果たす上で、適切な規模と機能を持っているか。また、必要な職員が配置されているか。

管理運営組織は、学校教育法及び国立大学法人法に基づき学長選考会議、役員会、経営協議会、教育研究評議会、教授会を設置するとともに、理事又は副学長を室長として大学運営の重要なテーマごとに企画・調査・立案をする企画室（教育企画室、情報・広報企画室、総務企画室、研究推進企画室、経営企画室、病院運営企画室、調査・労務企画室）を設置している。なお、必要に応じて企画室の下にワーキンググループ等を設けている。また、企画室に予算執行の権限を与え、従来の予算科目に捉われない法人のニーズに応じた予算執行を可能としている。さらに、毎月、学長、各企画室長、監事等が出席する総合企画会議を開催し、各企画室の企画立案状況・課題を報告・意見交換を行っている。

事務組織については、法人に事務局を置き、事務局長（副学長）が学長の総理の下に、事務を掌理し、3部8課4室からなる事務の総括、調整を行っている。各部・課は、管理運営・教育研究を支援するとともに、大学運営にも参画している。

危機管理体制については、危機管理規則及び危機管理マニュアルを定めて対処している。対象事象別に責任者（理事又は副学長）を定め、発生した対象事象が、適切に対応しない場合には社会に与える影響が大きく、大学の信頼を損なうおそれがあり、大学が一体となって対処する必要がある場合は、危機対策本部を設置して学長が本部長となり、またそれ以外の対象事象は、危機対策室を設置し、責任者が室長となって対処することとしている。対象事象のうち、対処に手順が必要な事象については、事象別のマニュアルを定めている。防災手帳を作成し学生に配付するとともに、安否確認システムに1年次生155人（平成18年度）を登録させている。また、学生も参加させて防災避難訓練を実施している。

これらのことから、管理運営のための組織及び事務組織が適切な規模と機能を持っており、また、必要な職員が配置されていると判断する。

- 11-1-② 大学の目的を達成するために、学長のリーダーシップの下で、効果的な意思決定が行える組織形態となっているか。

役員会規則、経営協議会規則、教育研究評議会規則に定める審議事項については、該当する会議の審議を踏まえた上で、学長が意思決定を行っている。また、企画室の室長に理事、副学長を充て、学長のリーダーシップ及び補佐体制の強化を図るとともに、迅速・円滑な大学運営を可能とした。さらに、総合企画

会議等を毎月開催することで組織間の連携も図られており、大学の目的を達成するための責任体制、意思決定のプロセスは明確である。

これらのことから、学長のリーダーシップの下で、効果的な意思決定が行える組織形態となっていると判断する。

11-1-③ 学生、教員、事務職員等、その他学外関係者のニーズを把握し、適切な形で管理運営に反映されているか。

経営協議会及び役員会等に学外の有識者を加えることで、学外関係者のニーズを把握し管理運営に反映させている。

国立大学法人化後の業務処理が円滑に実施されているか、さらには、効率的・合理的な業務処理のあり方を検討するため、事務局・各課各係の業務の実態調査を行い、平成16年度に業務分析・改善ワーキンググループ（人事課長外3人）を設置した。ワーキンググループでは事務局各課係等全ての職員を対象として業務分析・改善ヒアリングを実施し、平成18年度から事務組織の見直し、業務改善を計画的に実施している。

病院においては病院長が年2回の状況説明会を開き、その際に各職域からの意見を聴取するとともに、薬剤部、検査部、材料部、手術部等の各部署の全職員とそれぞれ懇談会を開き、無駄・浪費・節約に関する提案を聴取している。

学生に対しては、学生生活実態調査を実施し、601人（59.5%）の回答を得て、入学料、授業料免除制度の改正を含め、効率的、効果的な学生支援策を作成し、平成17年度に入学料、授業料免除制度の有効活用の構築を目指し、授業料免除基準の改正を行った。

これらのことから、学生、教員、事務職員等、その他学外関係者のニーズを把握し、適切な形で管理運営に反映されていると判断する。

11-1-④ 監事が置かれている場合には、監事が適切な役割を果たしているか。

監事は、本法人の業務及び会計について監査を行うこととされており、監査実施計画を作成し、重点事項について書類審査、ヒアリング等により監査を実施し、報告書により学長にその内容を報告している。さらに学長の下に設置した監査室、会計監査人とともに内部監査報告会を開催し、問題点・改善策等を共有するなど、内部統制の充実を図っている。

また、役員会、教育研究評議会、経営協議会、総合企画会議、教授会等の管理運営に関する重要な会議には常時出席し、直接審議過程を監査するとともに問題点等に対して必要な助言を行っている。

これらのことから、監事が適切な役割を果たしていると判断する。

11-1-⑤ 管理運営のための組織及び事務組織が十分に任務を果たすことができるよう、研修等、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われているか。

中期計画において「職務の能力開発や専門性の向上に資するための研修機会の充実を図る」計画を立てており、平成18年度は研修計画に基づき専門研修46件、テーマ別研修5件、階層別研修5件を実施し、延べ499人が受講した。

また、職員の自発的な研修意欲を促すために平成16年度に整備された一般職員学外研修制度（休暇利用ではなく、届出により研修として認める制度）では、平成17年度から150件の利用があった。この制度の成果として、2人が衛生管理者等の資格を取得している。

これらのことから、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われていると判断する。

11-2-① 管理運営に関する方針が明確に定められ、その方針に基づき、学内の諸規定が整備されるとともに、管理運営に関わる委員や役員の選考、採用に関する規定や方針、及び各構成員の責務と権限が文書として明確に示されているか。

管理運営に関する基本方針として、中期目標において、「全学的視点に立った機動的・効率的な組織運営体制を整備する。」を掲げている。その方針を踏まえ、組織規則に管理運営に係る組織等、及び管理運営に関わる学長、理事、副学長の職務、権限等を規定し、それらの組織等に係る規則等を整備している。学長、理事、副学長の選考については、学長選考規程や理事選考任期基準、副学長選考任期基準を定めている。

これらのことから、管理運営に関する方針が明確に定められ、その方針に基づき、学内の諸規定が整備されるとともに、管理運営に関わる委員や役員の選考、採用に関する規定や方針、及び各構成員の責務と権限が文書として明確に示されていると判断する。

11-2-② 適切な意思決定を行うために使用される大学の目的、計画、活動状況に関するデータや情報が、蓄積されているとともに、大学の構成員が必要に応じてアクセスできるようなシステムが構築され、機能しているか。

大学の目的、計画、活動状況は、基本理念、中期目標、中期計画、当該年度計画、決算、各年度実績報告書として大学ウェブサイトに掲載している。また、各年度実績の評価結果もウェブサイトに掲載されており、学内のみならず学外からもアクセスが可能となっている。また、広報誌は、電子媒体として大学ウェブサイト上にも掲載している。

なお、研究活動については、毎年度、講座ごとに講座構成員数、英文原著論文及びインパクトファクター、和文原著論文、総説、著書、特許数、外部資金獲得状況等を取りまとめ、「研究活動一覧」として発行しており、電子媒体として大学ウェブサイト上にも掲載している。

これらのことから、大学の目的、計画、活動状況に関するデータや情報が、蓄積されているとともに、大学の構成員が必要に応じてアクセスできるようなシステムが構築され、機能していると判断する。

11-3-① 大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価が行われているか。

評価については調査・労務企画室（理事及び9人の委員で構成）が担当し、総務部総務課企画係が支援している。当企画室において、大学が設定する中期目標を達成するための年度計画に対する取組状況の把握、進捗状況のチェックを行い、また評価結果の指摘事項の改善のための各企画室の取組を支援している。

また、研究業績を調査し、研究組織の活動状況についても点検・評価を行い、評価結果を「研究活動一覧」として毎年度取りまとめ、研究者へフィードバックしている。

なお、附属病院においても5年ごとに財団法人日本医療機能評価機構の病院機能評価を受けることとしている。

これらのことから、大学の活動の総合的な状況について、自己点検・評価が行われていると判断する。

11-3-② 自己点検・評価の結果が大学内及び社会に対して広く公開されているか。

大学の中期目標、中期計画、当該年度計画、各年度実績報告書及び各年度実績の評価結果が大学ウェブサイトに掲載されており、学内のみならず学外からもアクセスが可能となっている。

また、研究活動についてまとめた「研究活動一覧」についても、大学ウェブサイト上に掲載している。

さらに、平成5年以降隔年で発刊してきた自己点検・評価報告書については、関係諸機関に送付するとともに、直近の報告書については大学ウェブサイトに掲載している。

これらのことから、自己点検・評価の結果が大学内及び社会に対して広く公開されていると判断する。

11-3-③ 自己点検・評価の結果について、外部者（当該大学の教職員以外の者）による検証が実施されているか。

各事業年度の業務の実績に対しては毎年度、中期目標・中期計画については6年を1期として国立大学法人評価委員会の評価を受けることとなっている。また、主として教育においては7年に1回認証評価機関の評価を受けることとなっている。さらに、附属病院においても平成16年度に財団法人日本医療機能評価機構の病院機能評価を受けている。

これらのことから、自己点検・評価の結果について、外部者による検証が実施されていると判断する。

11-3-④ 評価結果がフィードバックされ、管理運営の改善のための取組が行われているか。

各種評価結果については分析の上で役員会、教育研究評議会、経営協議会、教授会や職員に対する経営説明会等で報告するとともに、大学ウェブサイトにも掲載され、指摘事項については各企画室の改善案を総合企画会議で検討し、学長より各企画室長に是正措置を指示している。例えば、「平成16年度に係る業務の実績に関する評価結果」において、「教職員の服務規律に関するガイドラインについては、その性質上、より早い取組が必要である」との指摘を受け、調査・労務企画室において、職員が遵守すべきサービスポリシー（ガイドライン）を作成し配付するとともに、大学ウェブサイトに掲載し周知に努めている。

これらのことから、評価結果がフィードバックされ、管理運営の改善のための取組が行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準11を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 職員の自発的な研修意欲を促すため一般職員学外研修制度が国立大学法人化後に新たに設置され、平成17年度から150件の利用があり、その成果として2人が衛生管理者等の資格を取得し、直接業務に反映している。

<参 考>

i 現況及び特徴（対象大学から提出された自己評価書から転載）

1 現況

（１）大学名 浜松医科大学

（２）所在地 静岡県浜松市

（３）学部等の構成

学部：医学部

研究科：医学系研究科

附属研究所：なし

関連施設：附属図書館、保健管理センター、光量子医学研究センター、動物実験施設、実験実習機器センター、安全衛生管理センター、医療廃棄物処理センター、情報処理センター、子どものこころの発達研究センター、医学部附属病院

（４）学生数及び教員数（平成19年5月1日現在）

学生数：学部872人，大学院187人

専任教員数：287人

助手数：0人

2 特徴

本学は昭和 49 年に静岡県初の国立医科単科大学として医学部医学科が設置され、続いて昭和 52 年に附属病院が開院した。その後、昭和 55 年に大学院博士課程医学専攻、平成 3 年に光量子医学研究センター、平成 7 年に看護学科、平成 11 年に大学院修士課程看護学専攻が設置され、現在では医学科 32 講座、看護学科 3 講座の体制になっている。

本学は開学以来既に33年の歳月を刻んだが、建学の基本理念は現在もそのまま生きている。第1に優れた臨床医と独創力に富む研究者を養成し、第2に独創的研究並びに新しい医療技術の開発を推進し、第3に患者第一主義の診療を実践して地域医療の中核的役割を果たし、もって人類の健康と福祉に貢献するとしている。この理念に基づき、地域医療を担うとともに国際的に活躍しうる優秀な医師、看護師の育成を目指している。現在までに卒業生数は医学科2,757名、看護学科616名に達する。学位取得者は医学博士が課程、論文博士を合わせて934名、看護学修士は87名になる。本学は韓国1校、中国4校、ドイツ1校の5大学に加え、パングラディッシュの3大学、ポーランドの1大学、と学術交流協定を締結している。

国際交流活動をさらに推進するために、平成8年に留学生や外国人研究者のための国際交流会館を建設し、平成13年には浜松医科大学国際交流基金を発足させた。

研究面では、本学における光量子医学研究センターは光応用による特色ある研究分野を進展させ、国際的にも認知されている。同センターと附属病院中央診療施設光学医療診療部は、光技術で世界的レベルにあるこの地域の特徴を生かして、本学における光医学、医療の中核として病気の診断、治療への応用で着実に成果を上げている。なお、平成15年度医学系分野で21世紀COEプログラムに「メディカルフォトンクス」が採択された。

また、近年「子どものこころの発達研究センター」と「分子イメージング先端研究センター」が相次いで本学に設立され、活動を開始した。

「子どものこころの発達研究センター」は、大阪大学・中京大学との連携融合事業として設立されたもので、子どもの心の危機を脳画像と遺伝子解析の連携という新たな観点から研究し、また子どもの心の危機が顕現化する前に兆候を察知し、心理的介入を行うための基礎研究として、大規模な調査を行うことになっている。

「分子イメージング先端研究センター」はPET等最新の機器を用いたイメージング技術により生体の中での細胞、細胞小器官、更には蛋白質等分子の活動を描出することにより生命体の機能や病気の成り立ちを研究し、合わせてこの分野の人材を養成することを目的としている。

ii 目的（対象大学から提出された自己評価書から転載）

1. 本学の理念、目的及び使命

建学の理念：第一に優れた臨床医と独創性に富む研究者を養成し、第二に独創的研究並びに新しい医療技術の開発を推進し、第三に患者第一主義の診療を実践して地域医療の中核的役割を果たし、以って人類の健康と福祉に貢献する。

目的及び使命：浜松医科大学は、医学・看護学の教育及び研究の機関として、最新の理論並びに応用を教授研究し、高度の知識・技術及び豊かな人間性と医の倫理を身に付けた優れた臨床医・看護専門職並びに医学研究者・看護学研究者を養成することを目的とし、医学及び看護学の進展に寄与し、地域医学・医療の中核的役割を果たし、以って人類の健康増進並びに福祉に貢献することを使命とする。

2. 教育目標等

【医学科の教育目標】

- ①医学における基礎的知識・技術を習得し、問題解決能力を身につける。
- ②自己評価能力と自学自習の態度・習慣を身につける。
- ③医学にたずさわるのに必要不可欠な研究心を養成する。
- ④国際的に活動するための豊かな教養を培う。
- ⑤医師として好ましい人間性を養う。

【看護学科の教育目標】

- ①人間への温かい関心と、生命の尊厳を尊重する倫理観をもつ豊かな人間性を養う。
- ②他者との良好な関係をつくる能力、他者理解・自己理解を深める姿勢を養う。
- ③看護専門職としての基本的知識・技術を習得し、根拠に基づいて思考する習慣と問題解決能力を身につける。
- ④高度・専門医療への対応の基礎となる基本的な看護実践能力を身につける。
- ⑤看護に対する社会的ニーズを認識し、保健・医療・福祉チームの一員として、国内外を問わず広く地域社会に貢献できる能力を身につける。
- ⑥専門的職業人として、研究的視点をもち、生涯にわたり学習を継続する姿勢を身につける。

【医学系研究科（博士課程）の教育目標】

- ①医学・医療に関する高度の専門的知識と技術に基づく研究能力を身につける。
- ②優れた学術論文の作成能力と表現力を身につける。
- ③自主的かつ独創的な問題発見能力及び問題解決能力を身につけ、生涯にわたり自立して学問を探究する姿勢を養う。
- ④研究者としての厳しさと誠実な人間性を養う。
- ⑤国際的な視野を持ち、豊かな知性と教養を身につける。

【医学系研究科（修士課程）の教育目標】

- ①特定の専門分野での看護実践の場における研究活動を通じて、高度な専門的知識と技術の向上・開発を図る能力を修得する。
- ②看護学教育と実践活動の場において、専門性の高い教育的機能を果たす能力を修得する。
- ③看護実践を通じて、専門性と倫理観に基づくケア提供、研究を行える能力を修得する。
- ④看護の専門領域にかかわる新しい課題にチャレンジできる高度な能力を修得する。
- ⑤文化的、社会的背景を考慮して健康問題をとらえ、国際的に活躍できる高度な能力を修得する。

iii 自己評価の概要（対象大学から提出された自己評価書から転載）

基準 1 大学の目的

本学は昭和 49 年 6 月の開学の際に、初代学長が掲げた建学の理念を踏まえて目的及び使命を定め、学則に規定した。その後開学 30 周年を迎えた平成 16 年には国立大学法人に移行し、その際には中期目標にも同様の文言が加えられている。また、学科、研究科ごとの教育目標については、それぞれの開設の際に定められており、大学の基本方針となり現在に至っている。建学の理念、大学の目的及び使命、教育目標は、概要、教育要項等の印刷物及びホームページに掲載しており、教職員、学生はもとより広く一般にも認知されるよう公表している。

本学及び大学院の目的は、豊かな人間性を備えた専門職の養成と高度な研究能力及び専門性の追求であり、学校教育法に規定する目的にそれぞれ合致しているものとする。

基準 2 教育研究組織（実施体制）

本学は医学科と看護学科からなる医科大学であり、高度の知識・技術及び豊かな人間性と倫理観を備えた医療人の養成を目的としている。この教育目的を達成するための本学医学科及び看護学科の教育課程は教養教育、医学・看護学の専門教育、臨床・臨地実習及び医療倫理教育に大別される。そして教育を担う医学科の教員組織は基礎講座群と臨床講座群から、看護学科の教員組織は基礎看護学講座、臨床看護学講座、地域看護学講座からなり、医学科基礎講座群の一つ、総合人間科学講座が医学科及び看護学科の教養教育を主として担当している。

大学院医学系研究科は博士課程医学専攻と修士課程看護学専攻からなる。博士課程は「創造性豊かな医学研究者」と「高度な研究能力を備え、その成果を臨床現場で活かせる臨床医学者」の養成とこれによる本学の研究の活性化を目的とし、光先端医学、高次機能医学、病態医学、予防・防御医学の 4 専攻からなる。このうち光先端医学専攻は 21 世紀 COE プログラムの一つにも選ばれている本学の光医学研究と連携して教育・研究を行う本学大学院の特徴的な専攻である。修士課程は基礎看護学、成人・老人看護学、母子看護学、地域・精神看護学の 4 つの専門分野からなり、また専門看護師教育課程（クリティカルケア看護）の設置を目指している。

上記 21 世紀 COE プログラム「メディカルフォトリクス」の担い手として、光を利用した医学研究の世界的研究拠点作りの活動の先頭に立っているのが光量子医学研究センターである。同センターは、学内共同研究及び大学院生の教育において中心的役割を果たすとともに、浜松地区知的クラスターの一翼を担当し、地元を含む多数の企業との共同研究を展開してきた。最近新たに設置された「子どもの心の発達研究センター」と「分子イメージング先端研究センター」も活動を開始しており、大いなる発展が期待できる。

教育、学生、入試、国際交流等に関する施策の立案・実施を担当する機関として教育企画室を設置していることが本学の特徴の一つである。同企画室はその下に設置した 7 つの部門及び教務委員会等 5 つの関連委員会等と連動して機能している。

基準 3 教員及び教育支援者

本学は医学科と看護学科からなる医科大学であり、学生に医学あるいは看護学の全領域の基礎的知識を習得させる必要上、カリキュラムにおいて多くの専門科目が必須になっている。また、医学は進歩の極めて早い領域であり、新しい領域の教員が必要となることも多い。本学では、医学科においても看護学科においても、専任教員でできるだけ有効に必要な領域の教育を広くカバーし、かつ最近の医学の進歩に対応しようとする体制をとり、それでも足らざる部分は非常勤講師に依存している。個々の領域にそれぞれ専門の教員を配置しており、また大学全体に研究を大切にしている気運があるので当然各領域において教育内容と関連する研究が行われて

いる。

開学以来の教養教育重視の方針に基づいて総合人間科学講座という 14 名の教員からなる組織を教養教育の担い手として残していることも本学の特徴の一つである。そして、教員数の少ない看護学科では、教養教育の多くを医学科との合同授業とし（多職種間教育の一種）、あるいは総合人間科学講座の教員等に担当を依頼することにより、教養教育の質を落とすことなく、教員全員が健康科学あるいは看護専門科目担当という構成にし、専門教育の充実を図っている。また、看護学科の将来を考えて、教員選考の際、専門教育担当の教員は全員看護専門職とし、准教授と教授は博士の学位を持っていることという基本方針を固く守っている。

本学の医学科、看護学科の専任教員の構成は、全て大学設置基準が定める要件を満たしている。

学生による授業評価の仕組み作りは、紆余曲折を経て回答率が高く、集計と教員への迅速なフィードバックを無理なく実施できる体制を整えたところである。この授業評価とは別に、本学の教育についての調査を行い、教育課程編成等の際の参考になっている。

本学の教務関係の業務を主として担当する学務部は学務課、学術情報課、入試課からなり、それぞれフルに活動して、教員と共に本学の教育を支えている。教育支援は本学技術職員の組織である技術部の主要業務の一つであり、現在 11 名の技術部職員が解剖学講座やその他の講座に派遣され、正常・病理・司法解剖補助、講義・実習補助等においてなくてはならぬ存在になっている。その他、原則として各講座に 1 名の事務補佐員あるいは技術補佐員が配属され、人によっては講義プリントの印刷等教育支援業務も行う場合もある。しかし、現在では講座配属の事務補佐員、技術補佐員は全員週に 30 時間勤務のパートタイマー職員である。ティーチング・アシスタント（TA）としては、平成 18 年度には大学院博士課程学生 19 名と修士課程学生 5 名の計 24 名を採用し、博士課程学生は医学科の PBL チュートリアル教育をチューターとして支援した。

基準 4 学生の受入

本学は、建学の理念、目的・使命及び教育目標に沿って本学が求める学生を受け入れるために具体的なアドミッション・ポリシーを定め、ホームページに掲載するとともに大学案内及び各学生募集要項の配布や大学説明会等により学内外に公表しており、周知を図っている。

学生の受入については、本学の目的を達成するため、医学科の第 2 年次後学期編入学、帰国子女、外国人留学生及び看護学科の 3 年次編入学、社会人、帰国子女というように多様な履修歴に対応した選抜試験を実施し、大学入試センター試験、個別学力検査及び成績証明書などにより学力を判定するとともに、面接、調査書及び推薦書等によりアドミッション・ポリシーに沿って適性を判定している。

入学者選抜の実施については、実施計画等の作成、試験問題の作成、試験の実施、採点及び合格者の決定までは、入学試験委員会を中心に構築している。また、選抜試験の結果については、電算処理検証委員会が入試データを検証後、入学試験委員会で合格候補者案を作成し、教授会に諮って決定している。このように、意志決定のプロセスにおいて組織間の連携も図られ、責任も明確であり、入学者選抜は全ての面において公正に実施されている。

入学者選抜の検証及び改善については、入学者選抜方法研究委員会を中心に入学者選抜方法及び入学者選抜方法の改善に関連する事項の調査研究等を行っている。また、これらの結果を「入学者選抜法研究委員会報告書」として取りまとめるなど入学者選抜方法の改善に役立てている。

実際の入学者の状況については、過去 5 年間に於いて、医学科で平成 17 年度に 1 名の増があっただけであり、入学定員を大幅に超える、又は下回る状況になっておらず、入学定員と実入学者数の関係は適正である。

基準 5 教育内容及び方法

医科大学・医学部では、医療倫理を尊重し、人類の健康・幸福に貢献することを誇りとする医療人及び医学

研究者を育成したいものである。本学医学科では、①医学の基礎的知識・技術、②自学自習の態度・習慣及び研究心、③問題解決能力、④高い倫理観と医師として好ましい人間性の、看護学科では、①看護学の基本的知識・技術、②基本的な看護実践能力、③問題解決能力と生涯にわたり学習を継続する姿勢、④コミュニケーション能力、及び⑤生命・看護倫理と豊かな人間性の養成を具体的教育目標にし、この教育目標の達成を目指して教育課程を編成し、授業を行っている。教養教育、医学・看護学専門教育、臨床・臨地実習及び医療倫理教育からなる教育課程は、教養課程の中に一部の専門科目が、逆に専門科目に一部の教養科目（医学科では英語）が入り込む楔形6（4）年一貫カリキュラムになっている。本学の特徴の一つは、医学科の総合人間科学講座が教養教育の主たる担い手として医学科と看護学科の両方の教養科目を担当し、かつ多くの教養教育人文社会系の授業を医学科と看護学科の合同授業としていることである。教養教育の専門家による質の高い授業、多職種間教育としての効果及び特に教員数の少ない看護学科への手助けになることを期待している。医学専門教育は、講座の枠にとらわれない器官系別を主体にしたユニット構成に、看護専門教育は看護専門基礎科目と基礎看護学の上に発達看護学と広域看護学を、その上に応用看護学と総合看護学を積み上げる積み上げ方式のカリキュラムとし、個々の教科のみならず医学・看護学の体系的な学習を容易にしている。また医学科では専門教育にPBL チュートリアル教育を、看護学科でも学生主体の問題解決型学習を大幅に取り入れることにより、自学自習の態度・習慣等の養成を図り、図書館の24時間開館に代表されるように、単位の実質化への配慮も行っている。また入学直後の福祉施設体験学習と新入生合宿研修に始まる医療倫理教育を教養教育、専門教育と併行して行うことにより、医療人としての人間性の育成を図っている。医学科では5年次から6年次にかけて行う診療参加型を主体とする臨床実習のほか、各学年の授業に体験学習や実習を組み入れることにより、看護学科では1年次に基礎看護学実習Ⅰを、2年次に基礎看護学実習、3-4年次に領域別実習を配置して、講義・演習と実習のバランスを取っている。

大学院博士課程では、平成17年9月の中央教育審議会の答申の趣旨及び本学大学院設置の理念に基づいた実質的かつ体系的なカリキュラムを編成し、「優れた研究能力を持つ創造性豊かな医学研究者」と「高度な研究能力を備え、その成果を臨床の現場で活かせる臨床医」の養成を目指して、それぞれのコースでの教育研究活動を開始している。修士課程では、科学的思考力・問題解決能力・基礎的な研究能力を養い、看護実践能力と倫理観を備えた高度専門職業人あるいは教育者・研究者を育成するという趣旨に基づき、また現在の修士課程学生の約80%が勤務しながらの履修生であること等も考慮して研究指導体制、教育課程を編成している。

基準6 教育の成果

本学では医学科、看護学科、大学院博士課程、修士課程のいずれにおいても教育目標を明らかにし大学案内、教育要項、ホームページ等で公表すると共に、教育企画室が中心になって個々の教育目標の達成状況をデータに基づいて検証している。特に、教育目標の達成状況を大局的に検証する部署として立ち上げた教育企画室の検証・調査・評価部門が機能していることが一つの特長である。本学の教育の検証・評価に欠かすことができない医師、看護師、保健師、助産師国家試験の合格率はいずれも全国平均を上回っている。また、大部分の医学科卒業生は研修医として本学附属病院あるいは他の病院に勤務し、看護学科でもほとんどの卒業生が看護専門職として病院あるいは市役所等に就職している。大学院においても、国立大学法人化が施行された平成16年以降、博士課程も修士課程もほぼ毎年入学定員を充足しており、博士課程の学位取得率は1年間の猶予期間中の取得も入れると約80%、修士課程ではごく少数の退学生、休学生、留年生を除いたほぼ全員が正規の年限内に学位を取得している。博士課程の学位取得率が低いのは、学会誌等への論文の採択を学位論文審査申請の条件にしているからである。また、学位論文の平均 impact factor 等から、本学博士課程における研究はほぼ満足できる水準に達しており、学位審査も厳正に行われていると判断される。博士課程修了者の進路は、40%ほどが本学職員、次いで他の医療機関、教育研究機関であり、修士課程修了者の場合には、教育機関が最も多

く、次いで医療現場、行政機関、進学の間である。このように本学医学科、看護学科卒業生、大学院博士課程、修士課程修了生は本学における学習の成果を活用できる職業についており、かつ研修先、就職先の指導者による評価も概して良好である。本学卒業生、大学院修了生の本学における教育への満足度も概して高いが、平成 18 年度からコースワークを充実させた実質化カリキュラムによる教育を平成 18 年度から開始した大学院博士課程では特に授業内容、カリキュラム等の改善の努力が必要である。

基準 7 学生支援等

入学直後の新入生オリエンテーションでは、カリキュラム等の説明に加えて、学生は 1 泊 2 日の合宿研修を行い、学生はこの中で医の倫理等についてのグループ学習を体験し、また指導教員及び指導教員グループの他のメンバーと知り合う機会を持つなど、本学における学習、学生生活の第一歩を踏み出している。授業科目についてのガイダンスはその後毎学年の年度初めに行い、また保健管理センター、指導教員制度、何でも相談窓口、セクハラ相談員制度、更には課外活動サークルの顧問教員、留学生に対する留学生担当教員など多様な相談窓口を設置して、学生との風通しの良い関係を構築し、必要なことを周知させ、学習支援、生活支援等に関する学生のニーズを適切に把握すべく努力している。特にチュートリアル教室の自主学習・グループ学習への解放、図書館の 24 時間開放等の自主的環境整備に対して学生は前向きに回答し、これらの制度を効果的に利用している。また、平成 16 年度に行った学生生活実態調査では、結果をより学生の実態に合った授業料免除の基準、選考方法等の整備に反映させることができた。外国人留学生に対する生活援助として、住居面では留学生にも職員宿舎を貸与できるようにし、経済面では国際交流後援会奨学金、戸田奨学金という本学独自の奨学金を立ち上げ、現在のところ全員に月額 7 万円以上の奨学金支給を達成できていることは画期的である。

基準 8 施設・設備

本学の校地面積は 265,656 m²であり、大学設置基準に定められた必要な面積（収容定員 855 人×10 m²+附属病院建築面積 8,882 m²）を上回っている。また、校舎面積は 92,098 m²であり、同様に必要な面積を上回っている。キャンパス内には、講義実習棟、看護学科棟、基礎臨床研究棟、附属図書館、附属病院等が機能的に配置され、講義、実験・実習室、演習室（情報処理実習室を含む）等の学習施設は、十分に整備されている。

学内は、学内 LAN が整備され、教育、研究部門は情報処理センターの専任職員により管理されている。看護学科棟に情報処理実習室（パソコン 110 台）が整備されており、情報科学等の授業を行っている。

この情報処理実習室のほか附属図書館、教育棟ラウンジにもパソコンを設置しており、学生が自由に利用できる状況にある。

附属図書館では、和図書 58,654 冊、和雑誌 1,441 種類、洋図書 66,952 冊、洋雑誌 2,068 種類、学位論文 898 冊、科研費補助金研究成果報告書 355 冊、電子ジャーナル 3,800 種類、視聴覚資料（マイクロフィルム、CD・LD・DVD 等）4,717 タイトルの蔵書を保有している。閲覧席数は 211 席を擁し、グループ自習室 2 室、パソコン 10 台、視聴覚機器（マイクロリーダー、CD・LD・DVD プレーヤー等）14 台が整備されている。

基準 9 教育の質の向上及び改善のためのシステム

学部教育に関するデータや資料の収集・分析は教育企画室が担当しており、分析結果の中の特に重要な問題（今のところ留年生の再履修制度の問題）は教育の活動実態等の大局的な観点からの調査・検証を目的として設置した「検証・調査・評価部門」が集中的に審議している。大学院における教育活動の資料収集は博士課程部会、修士課程部会と学務課大学院係で行っている。学生の意見の聴取に関しては、平成 16 年度に学部学生を対象とする「学生生活実態調査」を行ったほか、学部で定期試験時に行う授業評価、PBL チュートリアル教育における課題及びチューター評価、大学院博士課程と修士課程の学生に対する授業評価アンケート調査等を行

い、かつ学生意見箱を設置しており、授業評価等の結果は迅速に担当者にフィードバックしている。また、医学科のPBLチュートリアル教育では学生及び教員の声に応じて特に基礎医学の部分のユニット構成を変更し、大学院博士課程では学生に対する授業評価アンケート調査の結果を参考にしてカリキュラムの改善を図るなど、学生の声をできるだけカリキュラム改善に反映させるべく努めてきた。外部関係者（医学科学学生の臨床実習を指導している関連教育病院の医師や本学卒業生、修了生の就職先の指導者）による本学学生、卒業生、修了生に対する評価も聴取し、本学の教育に反映させるべく検討している。医学科では、平成11年度から、PBLチュートリアル教育に的を絞った全学的な（事務職員や学生有志も参加した）FD活動を精力的に行い、その結果、ほぼ全学的なコンセンサスを得て、平成15年度の後学期から臨床実習前専門教育にこの教育法を導入した。平成18年度に入って、ようやくPBLチュートリアルが本学の教育に定着したので、新たに臨床実習と大学院教育をテーマとするFDを開始した。看護学科でも平成15年度にFDワーキンググループを立ち上げ、より良い臨床実習指導を目指して附属病院看護部との合同勉強会を開催するなど、活発な活動を行っている。

基準 10 財務

本法人は、法人化以前に使用していた土地・建物等すべての資産を承継しており、この資産により教育研究活動を安定して遂行している。

また、収入においても、運営費交付金、授業料、入学料、附属病院収入等を継続的に確保し、併せて外部資金の獲得に努めており、収入基盤は安定している。

教育研究に係る事業予算は、教育企画室等からの事業計画に基づき、ヒアリングを行い、学長裁量経費により重点事項に予算措置するなどしたうえで、経営協議会及び役員会の承認を得て適切に予算配分している。

事業計画における収支については、年度途中において収入・支出を見直し、予算の補正を行い適切に予算執行している。

財務諸表等については、文部科学大臣の承認後、官報に公示し、財務諸表並びに事業報告書、決算報告書及び監事、会計監査人の意見を記載した書面を閲覧に供するとともに、大学ホームページに掲載するなど、適切な形で公表している。

財務に対する監査については、内部監査及び監事監査が本法人の監査規定等に基づき実施し、また、会計監査人による監査が法令に基づき実施されており、いずれの監査報告内容からみても会計監査等が適正に行われている。

基準 11 管理運営

全学的視点に立った機動的・効率的な組織運営体制を整備するため、大学運営の重要なテーマ毎に企画・調査・立案をする企画室を理事及び副学長を室長として設置した。企画室の室長には、学長を補佐する理事、副学長を充て、具体的な事業実施の判断や予算執行の権限を与えることにより、機動的な業務遂行を確保している。

また、予算執行の権限を与え、従来の予算科目に捉われない法人のニーズに応じた予算執行を行っている。

非常勤理事、常勤・非常勤監事に学外の有識者が就任しており、役員会、総合企画会議等の審議のなかでの産業・経済・行政の多方面からの意見・助言を反映させて大学運営を行っている。経営協議会の学外委員も、医学・医療、文部行政経験者、産業界、学識経験者、看護学教育の各分野を代表する7名が就任し、法人経営に参画している。

監事は、監査実施計画を作成し、重点事項について書類審査、ヒアリング等により監査を実施し、報告書により学長へその内容を報告している。さらに学長の許に設置した監査室、会計監査人とともに内部監査報告会

を開催し、問題点・改善策等を共有するなど、内部統制の充実を図っている。また、役員会、教育研究評議会、経営協議会、総合企画会議、教授会等の管理運営に関する重要な会議には常時出席し、直接審議過程を監査するとともに問題点等に対して必要な助言を行っている。

一般職員学外研修制度を利用して、大学の管理運営に必要な衛生管理者等の資格を2名が取得し、直接業務に反映している。財務、労務等における専門知識を修得させるため平成18年度は経営管理、労使関係等大学の管理運営業務に直接関連する簿記研修、会計研修、労務管理研修等（専門研修46件、テーマ別研修5件、階層別研修5件）を実施し、499人が受講した。

管理運営に関する方針は、中期目標として明確に定められ、それを踏まえる形で管理運営に関する諸規則が整備され、管理運営に関わる役員等の選考、責務、権限等も規則等として制定され明確に示されている。

本学の基本理念、中期目標、中期計画、当該年度計画、決算、各年度実績報告書・評価結果、研究活動一覧等をホームページに掲載している。

評価については調査・労務企画室（理事及び9名の委員で構成）が中期目標を達成するための年度計画に対する取り組み状況の把握、進捗状況のチェックを行い、また昨年度評価結果の指摘事項の改善のための各企画室の取り組みを支援している。

各事業年度の業務の実績に対しては毎年度、中期目標・中期計画については6年を1期として国立大学法人評価委員会の評価を受けることとなっている。また、主として教育において7年に1回認証評価機関の評価を受けることとしている。さらに、附属病院においても5年ごとに（財）日本医療機能評価機構の認証評価を受けることされている。

各種評価結果についてはホームページにも掲載することで関係教職員等にフィードバックしている。指摘事項については、各企画室の改善案を総合企画会議で分析検討し、学長より各企画室長に是正措置を指示している。